# 日本平和学会 ニューズレタ*ー*

# **NEWSLETTER**

# PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

# 第 22 巻第 2 号

2016年8月20日

#### もくじ

•	巻頭言「戦争と平和の線引き――改憲論と平和学者の課題」	2
•	2016 年度春季研究大会概要	3
•	<u>分科会報告</u>	9
•	地区研究会報告	19
•	日本平和学会第 22 期役員一覧	20
•	日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧	21

# 巻頭言「戦争と平和の線引き――改憲論と平和学者の課題」

川崎哲(第22期理事)

7月の参議院選挙で与党が大勝し、いわゆる「改憲勢力」が両院で国会議員の3分の2以上となったことから、いよいよ「憲法改正」だというマスコミ報道が続いている。まず「改正」ありきで「で、どこを改正しようか」という逆転した議論も多いが、改憲論の本丸が9条問題であることは明らかだ。日本の平和学者は今、この問題に真摯に向き合わなければならない。

実際には各党のスタンスは複雑に異なっており、参院 選でいわれた「改憲勢力 3 分の 2」なる枠組みが自動的 に改憲発議を可能にするわけではない。それでも「憲法 改正」は、安倍首相自身が「そのために政治家になった 」と公言している課題である。安保法制のときのように 首相が情念をもって注力すれば事態は一気に動きうる。 こうした中で冷静に「私たちは何を議論しているのか」 を世に示すことが、学者の最初の課題であろう。

憲法 9 条をめぐる議論は、突き詰めれば「戦争とは何か」という問題になる。この 70 年間、世界における戦争のありようは変容を続けてきた。

9条は一項で戦争を放棄し、二項で軍隊の不保持を定め交戦権を否認している。「戦争はしない。だから戦争のための組織や権限は持たない」ということだ。いま9条改憲論の主流は、一項は残し二項を変えるというものである。つまり「戦争はしない」が、そのためには一定の軍隊が必要であり、軍隊が「戦争をしないための活動」をしていくには一定の交戦権が必要となるという主張だ。では「戦争」と「戦争でない活動」の境目はどこにあるのか。

自衛隊が 1954 年に設置されて以降、日本の憲法解釈は「戦争はしない。だが自衛は許される」というものだった。では戦争と自衛の線引きはどこか。人類の戦争の歴史をみれば、自衛と戦争は常につながってきた。どこまで許容するかという線は、国際法や各国の法で定められるだけでなく、時代と共に移り変わる社会的合意によっても形成される。

日本における 9 条論争は、常に「許されない戦争」と「許される自衛」の定義付けと線引きをめぐるものだったといってよい。2014 年に政府が集団的自衛権を条件付きで容認したことは、その線引きをずらす行為だった。それまで 40 年以上維持されてきた「個別的か集団的か」という線をずらしたのだ。これに対して反対派は劇的に大きくずらしたと批判し、容認派は少しだけずらして時代に適合させたのだと主張した。

これは抽象的論争ではない。現実世界の中で、戦争のありようは確かに大きく変わっている。国家対国家の戦争よりも、非国家主体を巻き込んだ武力紛争が現代の主要問題だといわれて久しい。今日、イスラム国を含む中東情勢、それと連動した欧州でのテロや難民問題、アフリカでの資源紛争、中南米での麻薬戦争など、武装暴力は主権国家の枠組みをこえて広がり、人道上の危機と人間の安全への脅威をもたらしている。問題を起こしている非国家主体はいわゆる「テロリスト」だけではない。国境を越えた企業や金融主体が重要なステイクホルダーとして、多くの主権国家よりも強大な力を発揮している

米国は対アフガン戦争を「テロ対策」、対イラク戦争を「自衛」として正当化した。事実上の戦争であったとしても、戦争ではなく犯罪取り締まりや治安対策だと言い張れば、日本の場合、戦争放棄した憲法には違反しな

いことになる。

参院選のさなか、防衛費を「人を殺すための予算」と 発言して後に撤回した政治家がいた。彼の言動は「無責 任だ」と批判されたが、果たしてどうだろうか。軍事組 織の本質は、人を殺す能力と権限を持つことである。「 人を殺すため」というのが言い過ぎだとしても「人を殺 す能力」を紛れもなく備えている。その現実から目をそ らすことこそ無責任ではないか。

防衛は守ることで、戦争は攻めることだというのか。 だが攻める力を持つことが守ることにつながるというの が、古典的な軍事の理論である。核抑止論者は、核兵器 を使用可能な状態で保持し続けることが核戦争を防ぎ平 和を保つ最良の方法だと今でも説いている。

戦争と自衛。防衛と安全保障。軍事と非軍事。「武」と「文/民」。これらの概念の線引きが溶解しつつある。その背景には上述した武力紛争の変質という問題だけでなく、政治的な意図をもった言葉の言い換えもある。自衛官募集の標語は「平和を仕事にする」だ。「武器輸出」は、三原則の撤廃に伴い「防衛装備移転」に言い換えられた。宇宙の平和利用については「非侵略的」で「安全保障に資する」ものは可とされる。ODA は新大綱の下で「非軍事的な目的」であれば軍隊に供与可となった。さらに、サイバー戦争やロボット兵器の分野では、軍事と民生の線引きが本質的に困難だ。

こうしたなか、日本の大学・研究機関では「軍事研究をしない」という原則が崩れつつある。そもそも学者が 「戦争に協力しない」ということを定義することが、ど んどんと難しくなってきている。

逆に軍隊・軍事組織の側では、災害対策や人道活動な どいわば非戦争分野が占める割合が高まっている。軍志 願者の多くがそうした分野に関心を高めているのに対し て、軍指導層は本来的な戦争遂行能力とそれを支える意 識の薄れを危惧している。

現行 9 条が、こうした「戦争」をめぐる混沌状況に対して明快な線引きを与えているかといえば、そうはいえまい。暴力と不安が国境をこえて広がる今日、平和学者には、何が許されて何が許されないのかという線を示すことに貢献する責任がある。それを、憲法の原則を変えて厳格化することにより達成しようというアプローチ(9 条改憲)と、現行憲法の大雑把な原則には手をつけず、下位の法規と現場の運用で厳格化しようというアプローチ(9 条維持)がありうる。私は後者のアプローチをとる。現場での線引きすらできていないままに原則になると考えるからだ。前者の論者たちには、その点の注意を喚起しておきたい。一方、私のような後者の論者たちは「戦争をしない」という標語に今日的内実をもたせるための具体策の提示が厳しく求められている。

### 2016年度春季研究大会概要

大会テーマ:日本の軍事化の新段階と平和研究の課題――暴力の諸相と対抗思想

部会 1 「パレスチナ占領とイスラエルの病理-シオニズム、占領経済、軍事化する日本の関わり」(開催校企画)

報告:臼杵陽(日本女子大学)

「イスラエルの直面するディレンマー占領と民主主義は両立するのか?」

報告:シール・ヘヴェル(ベルリン自由大学/Alternative Information Center)

「パレスチナ軍事占領 49年 一占領が生む経済的利益とは」

(49 Years of Military Occupation in Palestine: Which Economic Interests Drive the Occupation?)

報告:役重善洋(大阪市立大学/パレスチナの平和を考える会) 「グローバル化するイスラエル軍事経済と日本の右傾化」

討論:松野明久(大阪大学)

古沢希代子 (東京女子大学)

司会:清末愛砂(室蘭工業大学)

本部会は、パレスチナ占領を継続し、和平を拒んできたイスラエルの病理を解き明かすことで、世界と日本がイスラエルの占領にどのように向き合っていくべきかを探求することを目的に開催された。報告者として、イスラエルの建国思想であるシオニズムを批判的に研究してきた臼杵陽氏、経済的観点からイスラエルの占領政策を分析し、その結果を世界に向けて発信してきたイスラエル人のシール・ヘヴェル氏、パレスチナ占領の終結を求める活動を長年続ける中で、イスラエルの占領政策に加担する日本政府や近年の日本の産業界を問題化してきた役重善洋氏を招いた。

臼杵陽氏は、中東唯一の<民主国家>であると主張する「ユダヤ人」国家イスラエルが、現在もなお、入植地の拡大を図ることで、イスラエル/パレスチナの地の「ユダヤ化」を推し進めていること、イスラエル国籍を有するアラブ系の(元)国会議員アズミ・ビシャラがイスラエルと敵対するヒズボッラーと接触を持ったとして、議員特権を剥奪されたこと等の数々の事例を出しながら、イスラエルは<民主国家>ではなく、むしろ支配下に置くパレスチナ人に平等や自由を保障しないことを前提とする被占領地を抱え、その占領を継続させている以上、植民地主義国家であるとの見解を示した。その上で、民主主義と占領、またはシオニズムに基づくナショナリズムと民主主義とは、並立不可能なものであることを指摘した。

シール・ヘヴェル氏は、まずイスラエルによる占領が パレスチナ経済を弱体化させてきたこと、占領の継続は 大きな費用を必要する一方、そこから得られる利益は少 ないこと、また和平交渉は失敗したものの、パレスチナ 支援の名の下で国際社会からパレスチナに財政援助が出 されるようになったため、本来的にはイスラエルに課せ られるべき占領にかかる費用の一部が、結果的に国際社 会によって肩代わりされてきたこと等を説明した。その 後、自国の軍需産業による武器輸出によって支えられて きたイスラエル経済は、世界で最も軍事化されたもので あることがデータ上明らかであるが、それはイスラエル 経済全体に利益をもたらすものとはなっていないことを 指摘した。また、占領継続に費用をかけようとも、厳し い支配下に置かれているパレスチナ人による抵抗を止め ることはできず、占領はイスラエルに利益をもたらさな いと結論づけることで、イスラエルの占領政策の矛盾を

ついた。

役重善洋氏は、先に、移住植民地国家であるイスラエルの成り立ちが、ユダヤ人入植を促した送りだし国側の 棄民政策と密接に結びついていること、またパレスチナを植民地化することで、送りだし国がパレスチナを植民地化することで自国の反ユダヤ主義の解決を図ろうとしてきたこと自体が、パレスチナ占領という歴史的不正義を生み出してきたとの見解を示した。その上で、イスラエルが対外的に進めている自国の軍需・セキュリティ企業のグローバル化が、近年の日本の安全保障政策や経済政策と明確に結びついてきていること、またその背景の一つとして、イスラエルと日本が自国に対してなされる植民地主義批判への抵抗というイデオロギー上の共通点を有していることを指摘した。

3 人の報告を受け、インドネシアの支配下にあった東 ティモールへの支援運動に深くかかわってきた松野明久 氏と古沢希代子氏からのコメントがなされた。松野氏は、 1990 年代にオスロ合意が締結された際に、それがあた かも和平への道であるかのように受け止めたが、後にな って、それが大いなる幻想・誤解であり、パレスチナ人 にとってみれば荊の道を提示するものにほかならなかっ たと認識するようになったと述べた。また、イスラエル の思想的病理を比較検討するための一つの事例として、 インドネシアによる東ティモールやパプアへの植民地支 配が、単一国家主義という強い毒素によって支えられて きた点を紹介した。古沢氏は、インドネシア支配時代の 東ティモールの経済を見てきた経験から、イスラエルの 占領経済が新自由主義的な方向で動いてきたことで、パ レスチナ人労働者を無権利状態にさらし、それが結果的 にイスラエルの労働組合を弱体化に招くとともに、格差 社会の拡大にもつながったことに言及した。また、昨今 の日本の政策が、パレスチナを実験場として発展してき たイスラエルの軍需産業とのつながりを強化するものと なっていることから、日本の市民はそのような動きを監 視する必要があると訴えた。

会場からは多数の質問が特にヘヴェル氏に対して出されたが、終了時間の関係上、すべてを取り上げることができなかった。その点は残念であった。しかし、このように、日本平和学会の大会でおそらく初めて、占領を正当化し続けてきたイスラエルの論理を批判的に検討することを目的とした部会が開催されたことは、今後の学会

の学究活動の発展にもつながる新しい試みとなったと言えるのではないだろうか。 (清末愛砂)

部会2:「国連平和活動における暴力とその克服―国連報告書が示す課題と自衛隊」

報告:井上実佳(広島修道大学)

「国連平和活動と武力行使―ハイレベル独立パネル報告書(2015)をもとに」」

報告:和田賢治(武蔵野学院大学)

「国連平和維持活動の軍事化と性的搾取・虐待問題」

報告:半田滋(東京新聞)

「自衛隊による駆けつけ警護任務追加と武器使用権限拡大をめぐる課題」

討論:常岡 (乗本) せつ子 (フェリス女学院大学)

司会:清水奈名子(宇都宮大学)

本部会は、南スーダンでの国連平和維持活動(国連南スーダン共和国ミッション UNMISS)に参加中の自衛隊が、駆け付け警護任務遂行のための武力行使を行う可能性が高まっている現在、国連平和維持活動全般における武力行使や軍事化に伴う問題を広く検討することを目的として開催された。

まず井上実佳会員は、国連による平和活動と武力行使 の関係性について、2015年に発表されたハイレベル独 立パネル報告書(以下、ホルタ・レポート)での議論を 紹介しつつ検討を行った。そのなかで井上会員が注目す るのは、文民の保護を目的とした平和維持活動による武 力行使を容認し、それ以外の武力行使とは峻別している 点、また平和維持活動があくまでも政治活動であること を強調し、活動の信頼性と正統性を確保するためには、 文民の保護を達成できるか否かが重視される傾向が強ま っている点、そして国連と地域機構との連携が「地域的 パートナーシップの強化」として重視されている点の、 三点である。もっとも、これらは国連事務総長や加盟国 など諸アクターが 1990 年代から漸進的に形成してきた 潮流であり、PKO の武力行使は平和活動における武力 をめぐる議論の「着地点」のひとつと考えられることが 指摘された。また活動要員による性的搾取・虐待はまさ に暴力として位置づけられるものであること、さらに要 員の不十分な装備や訓練の問題と相まって、活動のマン デートの妥当性をフィールドでの活動が揺るがしている 事態が発生していることが指摘された。これらの課題を 踏まえたうえで、日本は文民保護目的の武力行使容認型 の活動を受け入れるのか、またはこうした活動自体の変 更を目指すのか、さらに平和維持活動をめぐる国際分業 体制を踏まえて、エンジニアリング・ピースの観点から の貢献について検討する可能性についても問題提起が行 なわれた。

続けて和田賢治会員による報告では、冷戦後の平和維持活動が拡大するなか、平和維持要員による性的搾取・虐待(sexual exploitation and abuse: SEA)が頻繁に報告されている実態が説明された。被害者に身体的・精神的苦痛をもたらすだけでなく、Peacekeeper Babies やHIV/AIDS、未成年者の被害、人身取引といった問題の発生に加えて、国連活動への信用を失墜させるこれらの行為に対しては、1990年代当初には兵士のプライベートな問題として組織的取り組みがなされなかったものの、2003年以降、国連は徹底した調査と処罰を明言し、様々な対策を打ち出すようになった。国連による主な取り組みとしては、研修、夜間外出禁止、制服着用義務などの「予防」、調査、本国送還、今後のミッションへの参加禁止などの「執行」、そして被害者への支援などの

「救済」に加えて、女性の平和維持要員の増員も進めら れている。しかしながら、2016年現在に至るまで、 SEA の被害申し立てが続く背景要因として、和田会員は 以下の三点を指摘した。第一に、平和維持活動要員の力 を増大させる環境が活動地域において発生することであ り、具体的にはわずかな金銭や物品の価値上昇、当該地 域の国内法の外で活動が行われること、また現地政府に よる統治機能の低下などが挙げられた。第二の要因は SEA を発生させやすい環境の存在であり、活動地域が性 暴力多発地域や国内避難民の多い地域であること、地元 住民と活動要員との接触が放任されていること、平和維 持活動を中心とした経済活動の発生、さらにこれらの地 域で活動する兵士が感じる「退屈」さ、などが挙げられ た。第三の要因としては、要員の心理的要因であり、現 地の人々とのコミュニケーションを重視する平和維持活 動は「女性的任務」と認識され、「最高の兵士」となる ことと「最高の平和維持要員」となることの間にイメー ジのギャップが発生すること、こうしたギャップを拡大 する原因として軍事化された男性性が強調されること、 そして活動地域への偏見、文化や歴史への無関心に起因 する「レイシズム・ステレオタイプ」などが挙げられた。 最後にまとめとして、兵士が平和維持活動要員に果たし て適しているのかについて考察するうえでジェンダー問 題として研究することが重要であること、また軍事化さ れた男性性と SEA の関係分析や、加害者対被害者、男 性対女性、文民対軍人という二分法から抜け落ちる存在 への着目が必要であり、さらに在日米軍基地から生じる SEAの問題とも繋げて考えていく必要性が指摘された。

最後に半田滋氏からは、UNMISS における自衛隊活 動の特徴と、2015 年 9 月に強行採決された安全保障関 連法(以下、安保法制)の施行に伴う変化について、南 スーダンでの現地取材の際に撮影した画像を用いながら 報告が行われた。まず自衛隊が UNMISS に派遣された 背景として、2010年 12 月に民主党政権下で閣議決定さ れた「防衛計画の大綱」において、陸上自衛隊(以下、 陸自) の要員や装備が大量に削減され、増強された海上 自衛隊、航空自衛隊と比較して「陸自の一人負け」状態 となっていたところへ、東日本大震災での救援活動に続 けて平和維持活動への参加を実現することで、陸自再興 につなげる思惑があったという。国連からの要請は、当 初は北部マラか、マラカウへの施設部隊派遣であったが、 危険を避けるために陸自側が断り、首都ジュバでの活動 を逆提案したという経緯があった。2012年1月に自衛 隊の先遣隊を派遣して参加を本格的に開始したが、アフ リカ諸国への関与を深める中国を自衛隊派遣によって牽 制し、米国からの信頼を増すことになるとの認識が防衛

省内にあるという。本活動の特徴としては、現地支援調 整所を置き、UNMISS 司令部だけでなく、国連機関 (UNHCR、WFP など)、南スーダン政府、ジュバ市 当局との業務の調整を行い、施設隊が実施する「外交」 「実務」の二本立てとした点であり、その調整は在南ス ーダン日本大使館、国際協力機構(JICA)、日本の非政 府組織(NGO)にも及び、「オールジャパン」体制が構 築されることとなり、従来対立を続けてきた外務省と防 衛省の思惑が一致したという。こうした活動が安保法制 の施行に伴っていかなる変化が生じるのかについて、駆 け付け警護、任務遂行のための武器使用、宿営地の共同 防衛の3点に関して説明がなされた。まず駆け付け警護 については、南スーダンに在留する日本人は自衛隊を除 けば80名程度であること、(2016年6月時点で)2015 年8月の停戦合意が保たれていることから、少なくとも 日本人に対する駆け付け警護は不要となる可能性が高い という。また 2003 年のイラク派遣の際に、日本人 3 名 が拘束されたものの、解決は現地の宗教指導者による交 渉によってはかられたこと、また 2014 年7月にはシリ アで米軍特殊部隊が誘拐された人質の駆け付け警護に失 敗していることから、能力と情報のいずれも不十分な自 衛隊に可能な任務であるのか疑問が呈された。また任務

遂行のための武器使用に関しては、自衛隊が国連平和維持軍 (PKF) に参加予定がないため、現在は駆け付け警護についてのみ有効であり、一方で自己防衛型の武器使用にあたる宿営地の共同防衛については、2013 年 12 月に第 5 次隊が「火網の連携」を除いて実施していたことが報告された。

最後に常岡(乗本)せつ子会員とフロアから多数の質問やコメントが出され、活発な議論が行われた。主要な論点としては、文民保護のための平和維持活動による武力行使がもたらす問題について、活動のそもそもの目的である文民保護の実現に果たしてつながるのか、国連憲章第7章型活動へ自衛隊が参加することになった場合、交戦規則はどのように変更するのか、そうした武力行使は日本国憲法に違反しないか、平和維持活動に参加する加盟国がどこまで任務権限を選択できるのかなどがあり、その他文民活動への限定的参加の可否、ジェンダー専門家の役割と軍隊におけるマスキュリニティを相対化し、克服することの困難性、文民要員によるSEAの実態、犯罪に関与した要員の調査や処罰体制などが取り上げられた。

(清水奈名子)

部会 3:「『拡散する戦争』と『対テロ戦争』への対抗構想-真の『テロとのたたかい』とは」(企画委員会企画)

報告:中野裕二(駒沢大学)

「フランスにおける移民の統合をめぐる問題と排外主義」

報告:酒井啓子(千葉大学)

「対『イスラーム国』戦闘を巡る『誰が愛国者か』の議論――イラクにおける宗派対立」

報告:高橋源一郎(明治学院大学)

「ヴォルテールとカント、『寛容』と『永遠平和』の間で」

討論:杉木明子(神戸学院大学) 司会:毛利聡子(明星大学)

「対テロ戦争」の掛け声とは裏腹に、過激派組織「イ スラーム国(IS) | によるテロの脅威は深刻化している。 とりわけ、2015年11月のパリ同時テロ事件は、先進国 で育った自国民(多くが移民の二世)が「ジハード」に 感化され、先進国内でテロの担い手になるという新しい 次元に入ったことを示した。まさに戦争が世界各地に拡 散し、いつでも、どこでも、だれでも巻き込まれ得る事 態となっている。一方、シリア危機は5年が経ち、内戦 による死者は25万人を越え、「対テロ戦争」に伴う空爆 で犠牲者はさらに増え続けている。犠牲となった市民か ら見れば、過激派集団によるテロも国家による無差別な 空爆もどちらも「テロ」に他ならない。こうした中、 650万人以上が国内避難民となり、480万人以上がシリ アを離れ、難民となって欧州を目指しているが、その難 民に対する排外主義が欧州で高まりを見せ、極右政党が 台頭している。

このような状況を鑑みて、本部会では、主に3つの問題、①先進国で高まる難民・移民に対する排外主義、②「テロ対策」という名の下に行われる市民的自由の制限、③テロを犯罪行為ではなく「戦争」ととらえる勢力、について検討し、市民(民衆)の側からの対抗構想(イスラームとの対話、寛容)と対抗運動(連帯・結束)の可能性について議論することを目的とした。

最初の報告者である中野裕二氏は、テロ事件後に指摘された「フランスを分断」しようとする動きは、テロ事件より前の2000年代から、「移民の統合」の名の下で始まっていたことを指摘する。その裏付けとなるのは、フ

ランスの首相直属の統合高等審議会の報告書を4つの期間に分けて分析することで明らかになった「フランス的統合」に関する公権力側の言説や政策・方針の変化である。中野は審議会報告書を詳細に分析した結果、とくに2000年代以降、「統合」の名の下で連帯や結束ではなく、特定集団の分断が図られ、「フランス共和国」は特定の宗教的自由を排除する道具として使用されるようになったと指摘する。あからさまな排外主義ではないが、「統合」や「共和国」の名を借りた「排外主義」により特定の集団を統合の阻害要因とみなすようになり、結果として、フランスは「敵をみずから作り出した」と論じた。

次に、イラク政治を専門とする酒井啓子会員は、中東、 中でもイラクで今も続く武力紛争を、いわゆる「文明の 衝突」や「宗派対立」という典型的な見方で説明するの は間違っていて、それは、実際はヘイトとも言える排外 主義の一つの形であると主張する。もともと宗派対立と は違う理由の紛争が、宗派対立のように見え、またその ように明示化されたのは、2003年のイラク戦争以降であ るが、2006~07年のイラク内戦期と2014年6月以降のIS との闘いという二つの期間を経て、ヘイト的宗派主義が 噴出したと指摘する。それまでは(役職配分など国内の 政治的調整) 利益・権力の配分によって調整可能であっ た「宗派対立」が、相手の殲滅を目的とする「宗派主 義」へと転換した理由を明らかにするために、誰が誰と 戦っているのか、また「戦っている者たち」は、相手を どのように「敵」視したのかを詳細に検証した。その結 果、イラク内戦期は政権与党のダアワ党が「宗派主義」

として「敵」視する対象は、主として、サウジアラビア を中心とする湾岸スンナ派君主国である国外アクターで あるのに対し、野党のイラク・イスラーム党が「敵」視 する対象は、「宗派主義的民兵」、とくにサドル潮流の マフディ軍である国内アクターだと論じた。さらに、 2014年以降の「ISとの闘い」のもとでは、与党はマー リキー政権を批判する者を敵とみなし、野党側は、イラ ンの手先となっているものを敵とみなすことが主流の考 えになった。このように与野党間で敵概念が不均衡であ るが、共通しているのは、宗派主義であることを侮蔑用 語として使っている点であると指摘した。さらに、敵は 「タクフィール=排除するもの」と敵は「ターイフィー ヤ=分派するもの」と主張するグループが争い、両者は 非愛国者探しで対立している。誰を排除し、だれを分派 するのかという、アイデンティティをめぐるヘイトの戦 いに陥ったイラクでは、相互妥協と共存の可能性が欠如 していると論じた。

最後に、作家・高橋源一郎氏は報告の中で、ヴォルテ ールとカントと同時代を生きたルソーも取り上げ、私た ちが一般に考えている民主主義は、ルソーやカントのい う民主主義とは実は異なっていることを最初に指摘した。 まず、『永遠平和のために』の中でカントは、国家の形 式を君主制、貴族制、民主制に、統治の形式を共和制と 専制に分けているが、全員が全員を統治する民主制は必 然的に専制につながることから、カントは民主制よりも 君主制が良いと主張していると紐解いた。少数の意見を 抑圧する民主制は良くないというカントの指摘は、私た ちの常識とは異なるというのである。そして、ルソーも また、民主主義は奴隷制だと言っていることから、私た ちが考えている民主制は、実は200年以上も前に間違っ ていると言われていたことになる。高橋氏は、このこと が平和とどのような関係があるのかについて、カントは、 自然状態では人間は戦い合ってしまうことから、戦争に 至りそうな手前の均衡をどれだけ続けることができるの かが平和だと説いている。通常の、暴力はいけない、戦 争はいけないという論理ではなく、平和というものは大 変なプロセスを経て人間が作り上げる一つの均衡状態な のだ、というのがカントの考えだと指摘した。

ルソーは、民主主義の実現には一般意思の実現が必要 だと言っているが、この一般意思について高橋氏は、多 様な意見を聞き、それをシェアすること、そういう信頼 関係があるときのみ民主制が成立するという解釈を示した。多様性の実現そのものではなく、全員の意見を聞き、その意見を尊重するシステムができたときに、ルソーの一般意思が実現するとの解釈を示した。

また、ヴォルテールの『寛容論』がパリで起きたテロ事件以後のフランスでベストセラーになったことから、私たちがこの困難な時代に奇跡のように平和という均衡状態を作るためには様々な条件を必要としているが、その一つがヴォルテールの提示する宗教的寛容だと指摘した。しかし、中東の紛争をみると250年前と今と変わっておらず、そういう意味では、カントとルソーが提示した民主主義は、今も実現されていないと述べた。そして最後に高橋氏は、民主主義の本質と平和を作り出すためのやり方は、未だ読み解かれないまま残り、きちんと読み解かれ、実現されることを待っている。その意味で、平和も民主主義も未完のプロジェクトであると締めくくった。

このあと、討論者である杉木氏は三人の報告を総括す るとともに、紛争の続く南スーダンやケニアで見られる 排除に対抗する民衆運動の事例を紹介した。そして、集 団間の差異を政争に使うという企てを阻止する手立ては あるのか、新たな紐帯となりうる概念はあるのか、寛容 にもとづく制度の仕組みを実現することは可能なのか、 といった点について質問がなされた。さらに、フロアか らの質問もふまえて報告者が応答した。紙幅の関係上、 詳細を記すことができないが、排除や差別、人間同士の 争いは古くから続く問題であるが、それを未だ人間は克 服できない、あるいは克服できる段階にまで到達してい ない、その間にも新たな形での排除・分断が行われ、敵 を自らのうちに作り出しているという指摘は腑に落ちる。 真の「テロとのたたかい」に対抗できるのは、他者との 対話と対話から作られる文化であり、それが死への欲動 に駆り立てる(ISをはじめとする)魔の手から人々を引 きとどめる唯一にして最大の対抗構想であるということ が今回の部会から導き出された。

本部会の開催にあたっては、非会員でありながらご多 忙の中、ご協力いただいた中野裕二氏、高橋源一郎氏に 改めて深く感謝したい。

(毛利聡子)

自由論題部会:「体制移行期の『平和』―過去の人権侵害への対処と課題」(パッケージ企画)

報告:下谷内奈緒(日本学術振興会特別研究員) 「体制移行期の正義の追及とその限界」 報告:古内洋平(フェリス女学院大学)

「移行期正義と企業の責任―南アフリカにおける経済成長と賠償」

討論:大串和雄(東京大学)

司会:吉川 元(広島市立大学広島平和研究所)

この自由論題部会では、「体制移行期の『平和』――過去の人権侵害への対処と課題」について二つの報告を受け、討論した。下谷内奈緒会員の報告「体制移行期の正義の追求とその限界」は、世界的に増加している過去の人権侵害に関する加害者訴追の動きを分析し、体制移行期の刑事訴追の意義がいかに変化したかを考察した。この問題をいち早く論じた比較政治学の民主化研究では、新旧両政権の力関係に着目し、誕生したばかりの民主主義の安定を重視する立場から責任追及に慎重な見解が目立った。これに対して本報告では、移行期正義に関する

データベースを基に、民主化後、必ずしも人権保障に積極的とは思われない権威主義体制の特徴を残す国々においても人権裁判が行われていることを確認したうえで、国際社会が国内統治へ関与を強める国際環境下において、加害者の責任追及はかつてのように民主主義の安定を脅かしかねないマイナスの要因から、国際正統性を確保することで政権の安定に資するプラスの要因に変化していると論じた。但し、訴追が行われているのは民主化後の国々で、その対象は旧体制の指導者に留まっているため、近年のリビアやスーダンにみられるようにこれから体制

移行をしようという目下の移行期にある国々では、国家 指導者の責任追及が紛争の平和的解決の基盤となる交渉 による体制移行を実現するうえで、難しい課題を抱えて いるとも指摘した。

討論者の大串和雄会員からは、報告の主張を立証するためにはさらなる実証分析が必要なこと、国際的圧力を過大視していないか、EU 加盟候補国と紛争後国家、ラテンアメリカ諸国では国際的影響の度合いに違いがあるのではないか等のコメントが出された。司会者の吉川元会員からは東中欧における移行期正義について、東欧と旧ソ連諸国の対応の違いなどについて補足的説明がなされた。会場からは、東ティモールやアチェの事例に基づいたコメントや、アメリカの原爆投下の責任追及をどうとらえるのかといった質問が出された。

一方、古内洋平会員の報告「移行期正義と企業の責任—南アフリカにおける経済成長と賠償」は、企業責任や賠償請求などの問題が政治的争点となった先駆的なケースとして南アフリカを取り上げた。移行期正義の研究分野では、特に賠償との関連において、企業責任に注目した研究がいくつか出始めている。一部のアパルトへイト被害者は、米国の法律を使って、複数の多国籍企業や民間金融機関を集団提訴した。南アフリカ政府は、当初、訴訟不支持を表明したが、その後、支持に転じた。本報告が分析したのは、この政府の態度変化の背景要因である。国外裁判を拒絶・回避しようとする政府はよくあるが、それを容認・支持するのは珍しい。報告では、政府の態度変化について、二つの原因があげられた。第一に、

アパルトへイト被害者支援ネットワーク内部の政治により、政府批判を弱める形で訴訟原因が修正されたことである。これにより、南アフリカ政府は安心を得て、訴訟支持に転じた。第二に、移行期正義や開発援助アクタの間で賠償と開発を統合する考え方が広がり、これらのアクターは賠償と開発を統合したプログラムを実施してきた事例として、南アフリカ政府の賠償政策を頻繁に取り上げたことである。これにより、南アフリカ政府は国際的な正当性を得たと感じ、これまでの賠償政策に自信を深めた。以上のように、「政府批判につながらないという安心」と「これまでの政策が国際的正当性を獲得したという自信」が、訴訟に対する政府の態度変化につながったというのが、報告の結論である。

討論者の大串会員から、国際機関が賠償と開発を結びつける傾向が強くなったとの本報告の指摘に関して、その傾向について具体的な根拠を求める質問がなされた。同時に、米国の外国人不法行為法による民事訴訟に関して、人権侵害国の政権がどのような場合に国外裁判を支持するかという問いの実践的重要性はあまり高くないのではというコメントがなされた。また司会者の吉川会員からは、本報告で指摘されている、国連総会で決議された「国際人権法および国際人道法に関する重大な違反の被害者が救済及び賠償を受ける権利に関する基本原則とガイドライン」がどの程度、国際規範として受容されつつあるかについて質問がなされた。

(吉川 元)

#### 自由論題部会 (単独報告)

報告:山本剛(早稲田大学大学院)

「難民支援に関する一考察-トルコにおけるシリア難民支援を事例として-」

司会・討論:長有紀枝(立教大学)

本部会では、今世紀最大の人道危機ともいわれるシリアの難民問題について、最も多くの難民を受け入れる隣国トルコを事例として、人間の安全保障の視座から難民支援を考察した単独報告を受け、討論を行った。

報告者は、統計数字から読み取れるシリア難民問題の特徴として以下を指摘した。現在近隣国に約480万人が難民として避難しており、その対応に注目が集まっているものの、シリア国内には、その数を大きく上回る国内避難民(IDP)が約660万人も存在している点。内戦前のシリアの人口は約2,240万人だったことから、人口の約半数が強制移動または非自発的移動を強いられたことになる点。さらに、数字から把握可能な特徴として、国外避難民約480万人のうち難民キャンプで生活する者は約1割(約48万人)にすぎず、残る約9割はキャンプ外に一般市民と混在してコミュニティの中で居住している点である。

他方で国連経済社会局が 2014 年に発表した推計値によれば、シリアの都市人口の割合は他の西アジア諸国に比べても低く、約半数強に留まっていると指摘した。シリア難民の多くは都市生活者ではなかったものの、居住地からの避難を強いられた結果、難民生活を送ることになったことに加え、慣れない都市生活まで強いられる例が多く、また一人当たり GDP をはじめ様々な統計において、トルコとシリアでは大きな差がみられることから、同じ都市生活を比べたとしても、ライフスタイルやワークスタイルも異なってくると推論した。

さらに報告者は、難民の流入により、ホスト・コミュ

ニティの人口が急増した結果、例えば、保健や教育、上下水道、ごみ処理、福祉といった行政サービスに掛かる負荷が増大している点を指摘した。換言すれば、難民もコミュニティの一部を形成しており、このためホスト・コミュニティの負担を軽減するため、ホスト・コミュニティ支援の重要性に注目が集まりつつあり、従来の難民支援が、国連機関や国際機関、NGOによる難民キャンプ支援が多かったことから変化が生じていると指摘した

また報告者は、トルコにおけるシリア難民支援を検討する場合、ドイツを参考とするのが有効と考えられるとした。ドイツは、第二次世界大戦後に約50年かけて約300万人のトルコ移民を受け入れ、未だに社会統合の途上にある。当時のドイツと比べても,現在のトルコの方が更に深刻な状況なものの、トルコにおけるシリア難民の課題は、ドイツにおけるトルコ移民の歴史と課題からヒントが得られるだろうとの指摘である。

こうしたシリア難民問題を論じるにあたり、報告者は、高齢者や障害者等の社会的弱者同様、特に支援を必要とするグループとして、コミュニティの一部として難民を捉える重要性に着目、また、難民がコミュニティの中で人間の安全保障が確保された社会生活を送るための支援を検討し、実施することの重要性を提示した。報告者は、人間の安全保障のアプローチを採用することにより、難民という身分にとらわれず、人間という単位で捉えることが可能になり、様々な主体及び分野間の関係性を

、より横断的・包括的に捉えることが可能になると指摘 した。

報告者は、人間の安全保障という概念を、恐怖や欠乏という脅威からの保護のみならず、脅威に対する選択や行動を可能とする能力強化から構成されているとし、UNHCRが提唱する恒久的な解決策(①自主帰還、②庇護国社会への統合、③第三国定住)の選択ありきではなく、将来的に自由に行動が選択できる状態になることを希求する必要性を論じた。さらに報告者は、難民が支援に依存した生活から脱却し、自立するためには、自ら生計を確立し、ホスト・コミュニティの中で生活を送ることが望まれるとし、そのためには、人間の安全保障を達成するために必要な要素の中でも、特に難民の能力強化、教育支援の重要性を訴えた。

続く討論では、トルコは数の上から見れば、確かに最大受入国ではあるものの、比率からみれば、トルコは人口の3.4%であるのに対し、レバノン25%強、ヨルダンは6.7%に上ることをどのように捉えるか、またシリア難民支援について、人間の安全保障というアプローチを

採用することの有用性・優位性とは何か、難民一人ひとりに焦点を当てるとしつつ、トルコにいるシリア難民をひとくくりに論じてよいのか、難民キャンプとキャンプ外、という区分以外に、イスタンブールなどの都市と地方、シリア難民の教育レベルによった区分の必要性をどのように考えるか、また、特定の県や地域など対象を絞った議論も必要ではないかといった点から問題提起がなされた。

さらに会場から、人間の安全保障の視点に、政治活動がなぜ入らないのか、難民の宗教活動をどのように見るか、トルコへの難民流入の時系列のトレンドの変化を追うべきではないか、シリア難民の受け入れについて、トルコ政府家族省の役割について詳細に検討する必要があるのではないかといったコメントや質問が寄せられた。

報告者からはこれらのコメントや質問に対して丁寧な 回答が返され、これをもって、部会を終了した。

(長有紀枝)

#### ワークショップ:「Active Citizen 養成講座 対話を通じて住みたい社会をつくる」(平和教育プロジェクト・平和教育 分科会共催企画)

## ファシリテーター: ロニー・アレキサンダー、杉田明宏、鈴木晶、高部優子、暉峻僚三、堀芳枝、松井ケティ、山根和代

平和教育プロジェクト委員会では、春季大会において、 今年から選挙権年齢が 18 歳になったことも踏まえ、有 権者教育に留まらない、主権者としての市民一人一人が、 暮らしたい社会を対話することで、描いてゆくワークシ ョップ(WS)を開催した。

WS では、まずアイスブレーキングとして、体の動きをお互いに感じ合う、幸せな社会を音を使って表現するなど、言葉という記号を使わないグループワークを 20 分程度行った。

アイスブレーキングの後は、Active Citizen 養成講座 を次の手順で実施した。1) WS の参加者はまず、一人一 人が「日本に暮らしていてこれが嫌だ」か「こんな日本 に住みたい」のどちらかに対する、自分の想いを配布さ れたシートに書く、2) その後、シートを持って会場を回 り、自分と共通点があると思われる「仲間」をお互いに 質問しながら探す。必要に応じて、ファシリテーターが、 仲間探しの手伝いをする。仲間を見つけたら、共通項が ありそうだと感じた参加者同士でグループを作る、3)グ ループ内でそれぞれの「社会のこれが嫌だ」や「こんな 社会がいい」を出し合い、話し合いながら、グループの 主張としての「今暮らしている日本社会のこれが嫌だ」 か「こんな日本に暮らしたい」を作り、ポスター用紙に 書き出す、4) それぞれのグループが会場全体に対して、 まとめた自分たちの意見を主張する。会場から反論が出 た場合には、相手の説得や、自分たちの意見の調整を行 う。5) 会場全体の主張を作る、という順番で WS は進行 した。

ワークショップは 40 名ほどの参加者が、アクティブに相手に話す事だけではなく、アクティブに聞く事・訊く事を通じて、6つのグループを作り話し合った。

「歴史認識の弱い日本はイヤ」だから、情報公開や、 自衛隊の非軍事化を進める事で日本国内で軍事力を少な くしていき、それを世界にも波及させ、「軍のない日本、 世界」にしたいというグループ、「意見を言わない方が 得だと思い込んでいる人が多い社会が嫌だ」をキーワー

ドに、そこから、SNS などオンラインなら言えても、リ アルでは言えない社会、意見を言うきっかけを誰か・何 かの機会に作ってもらわないと言えない社会などについ て話し合い、自己受容が低いことまで原因を掘り下げて いったグループ、ヘイト問題等のように異質なものを排 除し同調を強いる社会がイヤだという共通意識から、そ の原因を韓国文化との比較や高校進学で自分が出せるよ うになった高校生の経験から探り、多様性を認め合える 環境やそのための教育的働きかけが有効と考えていった グループ、「言論・表現・教育・学問の自由がみなぎる 日本に暮らしたい」をあげ、特にメディア空間、教育空 間における自由の減退を軍事化という文脈で議論したグ ループ、「自己中」をキーワードに、他との関わりから 切り離されている社会を問題提起、その原因をゆとりの なさ、ゆとりのなさを生み出す忙しさや弱さを晒せない 競争社会、社会のシステム化(マニュアル・ルール化社 会)にまで掘り下げたグループ、自然と共に豊かな暮らし のある社会を提言したグループと、様々なグループが、 議論し会場に対して主張した。

ある意味、人々が固まって暮らし、その中で同調への力、多様性を認めない力、強面の権威や力を信じるように求める力は強い一方、人間の個としての孤立感は高まっている、社会の現状への息苦しさを表したような WS だったのではないかと思う。

2 時間半という長丁場だったにもかかわらず、40 名余の参加者は、非常に活発にグループでの議論、そして会場全体に対する主張を繰り広げていた。あまりにも盛り上がってしまったため、時間を若干オーバーしながら、最後の段階の会場全体で合意を形成するプロセスを十分に行うことができなかったことは、反省点である。WSのプログラム自体は、学会大会だけでなく、事前に幾つかの中学、高校、大学でも実施した。事前の実施により、非常に食いつきやすい WS である一方、短い時間で終わらせることが非常に困難な WS である事も分かったので、大会では、問いの立て方を当初の「暮らしている社会の

これが嫌だ」から「日本に暮らしていてこれが嫌だ」に、「こんな社会に暮らしたい」を「こんな日本に住みたい」にそれぞれ変更し、多少話し合う範囲を狭めたが、それでも2時間半には収まりきらなかった。

このような取り組みを、横に広げてゆくことは、社会の動きを感じる+考える+話す+行動する、Active Citizen を増やしてゆくためには有用であると考える。今回の参加者の大半を占める教員が、今回の WS で得たものを持ち帰り、自ら実践していただくことが期待される。

平和教育の大きな目的の一つは「他との関係性におい

て、自分はどのような社会に暮らしたいか」を考え、話す場や時間の提供ではないだろうか。今後とも、学会の大会・集会はもちろん、それ以外の場でも可能な限り、このような「考え、話す場」を提供してゆきたいと考えている。また今回の大会では、何人か大学生や高校生の参加もあったが、一層の多様な人々に参加してもらえるような広報も今後の課題である。

(暉峻僚三)

# 分科会報告

「グローバルヒバクシャ」分科会

ラウンドテーブル:「チェルノブイリ30年、福島5年――原発事故の『その後』を見つめる」

司会:鴫原 敦子(環境・平和研究会)

この分科会は、同日午前中に行われた部会「チェルノブイリ30年、福島5年—原発事故の『その後』を見つめる」の登壇者を交え、部会では十分に議論し尽くせなかった論点を中心に、さらに議論を深めることを目的として開催された。

まず午前中の部会において、福島原発事故後、メディアがそれにどう向き合い報道してきたかについて報告を行った七沢潔氏、福島在住の記者として最前線での現地取材を積み重ねてきた目線から見えてくる問題についての報告を行った本田雅和氏、そして広島・長崎の原爆被害者の健康管理およびチェルノブイリ原発事故被災者への支援活動を経て、福島原発事故後の問題にも医師として向き合い活動を続けてこられている振津かつみ氏の報告に対し、予定質問者4名からの質問および論点提起をいただいた。

その中から出てきた論点は、主に①原発事故後の健康 問題について、②住民間の分断と被害隠ぺいの問題の 2 つに焦点が当てられた。まず 1 つめの健康問題について は、健康管理調査への参加者が減少している現状の背景 について、健康調査をする側の問題と、受ける側が感じ ている問題をどのように捉えたらよいかという質問。事 故後の健康被害に関する報道について、外部被ばくのみ に焦点が当てられ、内部被ばくについてはあまり報道さ れなかったという指摘。特に政府が用いてきている許容 被ばく線量は、米国の核実験結果等から導かれており、 それは原爆投下後の黒い雨による健康影響の隠ぺいや放 射性降下物の範囲が渦小評価されている問題などともつ ながっていることが指摘された。また事故後に市民らに よって実施されてきている空間線量や土壌測定、また子 どもの甲状腺検査等がもつ意義は?といった質問が出さ れた。

そして 2 つめの、分断と被害隠ぺいに関する問題については、これまでの公害問題や核被害に関する問題から得られるはずの教訓が生かされていないということが重ねて指摘された。他方、加害者たる国や企業は、これまでの経験を十分に生かして事後処理にあたっている。にもかかわらず、対抗する運動が十分な力を持てていないのはなぜか。さらには、水俣病の公式認定から 60 年の歳月を振り返ると、加害者側による被害の過小評価、裁判での部分的救済と被害者間の分断といった同様のシナリオが見通せる。今後想定しうるこうした問題に対して

どのように備え、教訓として生かしていくのか、といった論点も提起された。

これらについて、部会登壇者の 3 氏から、適宜解答がなされた。とりわけ福島県で行われている健康管理調査の問題点については、被害者の心のケアが重要であることは言うまでもないが、しかし一方で、「被害者の意思の尊重」「心の負担への配慮」として検査結果が充分に告知されないことが加害者側の重大な情報の隠ぺいに利用されかねない問題などが指摘された。福島の「県民健康調査」検討委員会のいくつかの方向転換の意図の真意は明らかではないが、それに対する住民理解との間に齟齬が生じている問題も挙げられた。

また福島県外においては、公的な健康調査などがほとんどなされていない現状下で、各地で行われている市民 測定や自主検診活動などは、住民を守るための緒元的手段としての意義があると述べられた。そのうえで、検診後のフォロー体制をどのように図っていくのかがあわせて重要になるとの指摘がなされた。現在福島で起きていること(本来 1mSv 以下という許容被ばく線量を 20m Sv に引き上げ多くの人を居住させていることや、早期帰還政策の推進など) は、チェルノブイリではやらなかったことで、未知のことを福島で行おうとしており、当然、医師としても初めての経験になることが述べられた。したがって、「健康」概念をあらためて再検討する必要性があり、予防医学的考え方に立って、検診は本来国が責任をもってやるべきことを訴えていく必要性が説かれた。

原発報道の中でも健康問題については、とりわけ低線量被ばく報道に対して及び腰になっていた点が指摘された。一連の原発報道に対するメディアバッシングによって、原発事故処理の在り方や健康への影響などの未解明な部分についてメディアが十分に取り上げられず、重大なことが不問に付されてきている。こうした現状が、被害の隠ぺい、責任の隠ぺい、事故そのものの隠ぺいと、さらには「原発事故は克服できる」プロパガンダを許してきてしまっているとの回答がなされた。

その他フロアからは、福島県外の近隣地域においては、 事故後 5 年たち、被害当事者自身が「知りたくない」という状況すら生まれていることが述べられた。すべての 被害者が問題を顕在化させたいと思っているわけではないという問題に、どう向き合っていくのか。こうした 「構造的暴力の内面化」をいかにして克服するかについ ての意見交換がなされ、「人権問題として国際社会の世論とつながっていくことの有効性や、記録を残すことの 意義についても確認された。

最後に、平和学としてこの問題をどう捉え、向き合っていったらよいかについてフロアからの意見を求め、ディスコースを批判していくこと、既存の学問体系そのものを批判していくことなど、多数の意見が出された。

震災から 5 年。被災当事者に「よりそう」という言葉が、ともするとリアリティ重視のもと、そして「復興」

のかけ声のもと、当事者らに内面化・内在化された構造 的暴力を看過しかねない状況すら見受けられる。当事者 ぬきの議論に陥ることなく、しかし「福島の問題」に矮 小化することなく、被災地内外を含めて起きている原発 事故後の動態的問題構造を明らかにし、平和学として引 き続き取り組んでいくことの必要性が再確認された分科 会となった。

(鴫原敦子)

#### 「平和教育」分科会

報告1: 中村清二(大東文化大学)

「18歳選挙権を前に、民主的主体とは誰かについて考える」

報告2:小寺隆幸(京都橘大学、原爆の図丸木美術館)

「アメリカにおけるヒバクシャ・ストーリーズの取り組みから学ぶ」

本分科会は、民主的主体を育てる教育と平和教育、アメリカでの被爆者体験を受け止める平和学習の試み、という2本の報告から学び合った。以下、報告者の2氏からいただいた総括を踏まえて分科会を振り返る。

#### ◆第1報告者中村氏より

分科会では「18 歳選挙権を前に、民主的主体とは誰 かについて考える」と題した発表をさせていただいた。 戦後の教育(学)を構成してきた規範は平和・人権・民 主主義であった。戦後日本のあり方を批判的にふりかえ る作業が様々な分野で進められているが、それは教育の 分野でも同様である。しかし、ふりかえる作業に比べて、 現代日本のあり方と結びつけ、規範の再構成に努める作 業は質・量ともに心もとないと感じてきた。そのためも あって私は、戦後教育の規範の一つである「民主主義」 の再構成を念頭に置き民主的主体形成というテーマで研 究を進めてきた。今回の発表を機に、これまで考えてき た民主主義と平和の結びつきについて改めて考えること ができた。このこと自体が大きな成果であったと個人的 に振り返っている。また、いただいた質問に応答する中 で発表内容の不十分さの多さを知り、今後の研究の展望 を持つことができた。質問・意見をいただいた方々に感 謝したい。

不十分さという点で一言触れておくならば、やはり理論レベルの仮説という性質が強く、実践的な仮説からは 距離があることだ。実践的仮説として提示することができて初めて、実践からの応答があり、反証の可能性が出てくることを考えれば、この点に大きな課題があると考えている。

#### ◆第2報告者小寺氏より

71 年間、日本は「平和」を曲がりなりにも守ってきたが、最近の中国や北朝鮮の動きに煽られて軍事的に対抗しようという考えが徐々に広がっている。だがそこには、戦争が起きたら人々はどうなるのかと想像することが決定的に欠けている。

そんな危機感を抱いていた私が、ニューヨークで NGO ヒバクシャ・ストーリーズによる高校生と被爆者 との対話を目の当たりにし考えさせられたことを報告し た。若者たちは自分たちのために語る被爆者の生き方に 共感し、原爆の事実にまっすぐ向き合うとともに、核の 問題が今の自分たちの生活に直接関わることも見据える。 そうして自分の問題としてとらえ始めた若者たちが、ア メリカ社会を徐々に変えている。

分科会の討論では、悲惨な現実を子どもから遠ざける という日本の教師の姿勢や、戦争だから仕方がないと捉 えがちな若者の意識についても話し合われた。またヒバ クシャ・ストーリーズの一員である被爆者の方が発言し てくださった。

戦争ができる国にするには、戦争の具体性をはぎ取らねばならず、そのために「はだしのゲン」さえ排除する草の根保守の動きが広がる。それに対し、戦争で何が起きたのか、人々はどう生きてきたのか、今世界で何が起きているのか、そういうことを深く想像する力を育むこと、そのために体験者との出会いや文化・芸術との結びつきを重視する平和教育の創造が求められていると思う。

第1報告では、「民主主義」は「合意」ではなく「対立・敵対」の政治であり、民主主義教育において「対立・敵対」を重要な学習の契機として重視するというガート・ビースタの理論や、「敵対性」を中核にすえたシャンタル・ムフの「闘技民主主義」論が提起され、平和教育の理論とどのようにクロスするのかを論議したかったが、それ以外にも多くの興味深い質疑がなされ、時間切れとなった。このテーマは今後の課題として、引き継ぎたい。

第2報告では、体験者との出会いやアートと結びつけたアメリカのNGOヒバクシャ・ストーリーズの創造的な取り組みが現地の映像と共に紹介され、また、2015年「原爆の図」(丸木位里・俊作)のアメリカ展への反響が報告され、参加者の関心が寄せられた。質疑では、それらと対照的に、戦争の残虐性のリアルな表現にストップがかかる状況など、日本の原爆・戦争学習の危機的な状況の事例が多く出された。戦争肯定・美化の流れが強められる状況の中、本分科会でも創造的な取り組みのチャレンジを随時交流していきたい。

(杉田明宏)

「戦争と空爆問題」分科会

報告:内田知行(大東文化大学)

「松潘空襲(1941年6月23日)をめぐる『記憶の継承』」

討論:前田哲男(ジャーナリスト)

#### 司会:伊香俊哉(都留文科大学)

今季大会の本分科会では、内田知行氏から「松潘空襲 (1941年6月23日)をめぐる『記憶の継承』」と題す る報告をいただいた。

#### 【報告要旨】

国民政府支配地域の空襲被害研究は遅れており、中国側での「記憶」が継承されていない。四川省西北の山岳地帯にある松潘は 1941 年 6 月 23 日に日本軍機の空襲を受け、多数の死傷者が生じた。この被害については、日本側でも記憶されるべきである。

日本軍が松潘県城を爆撃した主要な動機は松潘飛行場 攻撃にあったと推測される。現存の資料からミニマムな 死亡者は実数 347 人と算出され、推定死亡者数は 722 人と算出された。

松潘空襲をめぐっては、李継淵という人物が漢奸として日本軍を手引きしたという説が地元では定着してきたが、資料的には根拠が薄弱である。また被害者の救助活動に当たった「大同公社」についての史実が地元で記述されてこなかったのは、共和国建国後において同社が反動的民間団体として認定されたからであろう。このように空襲をめぐる現地の「記憶」には克服されるべき点が残っている。

日本軍は松潘飛行場の軍事的役割を過大評価していた と考えられるが、その背景にはこの時期ソ連が対華援助 物資を甘粛から四川へというルートで輸送していたこと を警戒したことがあったと推測される。

報告を受けて前田哲男氏からコメントがあった。 【コメント要旨】

松潘を日本軍が爆撃したのは対華援助物資のルートを叩く目的だったのか、電信台を叩くためだったのか、独 ソ戦開始を受けての日独伊軍事同盟を踏まえた攻撃だっ たのかなどを考慮できるが、確定はできない。

「記録」「記憶」のされ方という点では、資料の存在が重要な意味を持つ。日本側では諸戦闘の記録として『戦闘詳報』が部分的に残っている。より重要なのは軍令部の爆撃方針決定資料であろうが、松潘爆撃についてはそれを欠いている。一方、中国では重慶爆撃については檔案館資料が残存しており、重慶爆撃裁判での事実認定に結びついた。

今日我々は松潘爆撃から何を学ぶのだろうか。日中戦争における日本軍航空戦力は「空からの侵略」を先駆け、地域爆撃を先駆けて実行した。爆撃は今日さらに洗練され、日常化している。そのような爆撃の今日性の原点のひとつを日中戦争での日本軍の爆撃に見いだすことができるのではないだろうか。

(伊香俊哉)

#### 「平和運動」分科会

報告:野平晋作(ピースボート共同代表)

「オール沖縄の声に呼応する『本土』の運動の形成を目指して 〜国会包囲アクションを中心に〜」

報告:元山仁士郎(SEALDs琉球/国際基督教大学)

「沖縄の『日常』とその複雑さについて -基地と平和をめぐり交錯する思いと動き-」

討論:中野晃一(上智大学) 司会:清水竹人(桜美林大学)

今回は参院選を前に、沖縄の新基地建設や安保法制に 反対する市民運動の中心を担ってきた三人の方を招いて の分科会を開催することになった。

まずは各地を回って交際交流活動をおこなっているピースボートの共同代表である野平晋作氏。歴史認識の問題から沖縄の米軍基地問題に関わるようになったという氏による報告である。

レジュメ執筆時点では、まだ明らかになっていなかった元米海兵隊員による女性暴行殺害事件。沖縄では追悼と海兵隊撤退を求める大きな集会が 6月19日に開かれた。そこでの発言やその後の報道で、「私が被害者であったかもしれない」という声が数多くあったという。ここからわかるのは、沖縄県民がこの事件を"わがこと"として受けとっていることであろう。わずか1%にみたない沖縄が在日米軍基地の74パーセントを引き受けているという現実。またしても沖縄が本土の犠牲にさせられた。本土は沖縄の運動に連帯するだけでなく、自分たちが加害の側に立っていることを自覚する必要があろう。

安保法成立を阻止することはできなかったものの、この法を廃止することと、憲法を遵守し、沖縄の新基地建設を止めるために、これらの運動をいかにリンクさせていくかが課題であった。辺野古の問題で人が集まるのかという不安はあったが、2014年以後、四度の国会包囲を経て、安保法に反対する野党共闘と市民連合、沖縄の

反基地運動が手を結び合い、総がかり行動をともに闘う 関係が築かれている。

つづいて、SEALDs のメンバーとして全国で、そして SEALDs Ryukyu を立ち上げて沖縄現地で活動する学生 である元山仁士郎氏による報告にうつる。

まずはこれまで参加してきた平和運動について。沖縄 では家族の誰かが、何らかの形で沖縄戦の犠牲になって いるが、祖父の銃創を見た経験を語る一方、年中行事化 した戦跡訪問や慰霊の儀式、体験者の語りに対して「ま たか」とウンザリした思いもあったという。沖縄戦によ る被害者意識があり、戦争はいけないという教育を受け ながらも、米軍基地は日常生活の隣にあり、そこで訓練 がおこなわれ、米兵はイラクやシリアへ出撃していく。 嫌悪感をいだきつつも、フェンスの向こうにあるアメリ カン・ファミリーの生活やアメリカ文化の豊かさへの憧 れを感じることもあったようだ。ゲート前で基地反対運 動が開かれても、あいかわらず基地はあり続け、軍用機 やヘリ、今ではオスプレイがごう音をあげて発進してい く。基地も戦争も所与のものとしての諦観が日常になっ ている中、別の高校の女子生徒がレイプ被害に遭ってい ることを聞かされ、知らなかった悔しさを感じることも。 現状追認でよいのかという個々人の内部での葛藤、それ こそが沖縄の反戦平和運動や市民運動を支えているので はないか。上京して感じる基地のない生活。しかし 3.11

東日本大震災をきっかけに、放射能の不安を感じ、原発と基地の類似性に気づき、ひとりひとりが声をあげてよいことを実感。それが SEALDs 結成の底流になったといえよう。その一方で、同世代からは支持だけでなく冷笑もあった。また、東京では気兼ねなくできる基地反対運動も、帰郷すると利害関係も絡んで容易ではない側面があることを再確認。このようなところにさえ、沖縄と本土のギャップが表出することを思い知らされた気がする

最後に討論を兼ねた報告を中野晃一氏にお願いする。 氏は学生運動世代ではなく、90 年代後半まで海外にいたこともあって、政治に関心はあったものの、政治的な活動をしてきたわけではなかったそうだ。その転機が、第一次安倍政権が発足した翌年、憲法 96 条の改定に言及したときにおとずれたという。現在は市民連合、立憲デモクラシー、学者の会などで東奔西走する中でのコメントである。

自分は、私たちはいったい誰なのか。ウチナンチュなのか本土の人間なのかというアイデンティティの問題。他方、沖縄と本土の連帯。他者性を認め合うソリダリティの問題。現在、日本社会で、沖縄でも福島でも、あるいは世界で起きている市民運動は多かれ少なかれ、この問題を含んでいる。沖縄を含め、日本は日常における異議申し立てが非常に難しい官尊民卑の社会で、官の論理

に従っている限りは問題ないが、声をあげると"政治を 持ち込む"ことであり"偏向している"とみなされ、今それ が悪化している。基地も原発も隣り合わせにある非日常 であるが、その存在に危機感をいだいてデモをおこなっ ても、冷ややかな目で見られてきた。そうした状況が、 3.11 によって大きく変容する。政府もメディアも自分た ちの声を代表していないと感じた人々が、自分がメディ アとなって発信するようになった。金も権力もない市民 にできるのは、それだけだからである。そして今度は自 分たちが、昨日までの自分である"冷ややかな目"で見ら れることに気づく。そうした状況を背景に SEALDs や ママの会、学者の会などが生まれてくる。国会内での与 野党の勢力分布から、安保法案の成立を止められないこ とがわかっているにもかかわらず国会前に足を運ぶ人が おり、参加できて良かったと言う。こうした直接行動は、 ある意味、議院内閣制と対立するものであるにもかかわ らず、国会内の野党に声援をおくるという現象も起きた。 法案が通過した途端、賛成した議員を落選させようとい う、選挙を意識した行動など、これまでとは明らかに違 う運動が出現したといえよう。

(清水竹人)

「公共性と平和」分科会

テーマ:「公共性と平和」研究のフロンティア

報告1:弘田忠史(関西学院大学大学院)

「坂本義和と永井陽之助――戦後日本の国際政治学における『現実主義』の一側面」

討論者: 奥迫元(早稲田大学)

報告 2: 水谷元海(名古屋大学大学院)

「国連経済制裁の変則的適用を巡る学説の展開と問題点—安保理の『任意的経済制裁』に関する国際法上の議論

を中心に―」

討論者:本多美樹(早稲田大学) 司 会:庄司真理子(敬愛大学)

今回は庄司真理子会員の司会により、若手研究者・院 生の研究報告を行った。

弘田忠史氏の第1報告は、坂本義和と永井陽之助の論 壇デビュー作を比較し、中立論などを評価した。まず両 氏の略歴を概観し、戦中派で戦後はイデオロギーに不信 感を抱いた点で共通すると指摘した。

坂本の論壇デビュー作「中立日本の防衛構想」では、 権力政治的対立で共存可能な余地が生じた 1950 年代後 半の冷戦を受け、日本の安全確保、核の恐怖による偶発 事故、錯誤による破滅回避に注目した上で、中立と国連 警察軍の選択肢を示した。

永井の検討では、背景として(50 年代後半とは異なる)多極化した 60 年代冷戦に着目し、①論壇デビュー作「米国の戦争観と毛沢東の挑戦」の他、②「日本外交の拘束と選択」、③「国家目標としての安全と独立」等を検討した。①では、機構、制度、状況の類型を基に、毛沢東の国際秩序認識を、米ソ冷戦の制度に挑戦する状況型とし、日本が国際秩序の不安定要因とならないために日米同盟を擁護した。②と③は日本外交を論じ、米国の脅威とならないことで「行動選択の大きな幅」(自主外交の基礎)ができ、非武装中立や自主核武装を否定した

以上の検討を基に、両氏とも「現実主義」者であり、 権力政治的対立に変化した冷戦を評価した点、核の恐怖 への切迫感と権力政治的認識、米ソの「妥協と共存」可能な体制構築、安全保障のジレンマを回避した日本の安全確保、安心供与の安全保障政策の必要性などで共通するとした。一方で、中立の評価で両氏は異なり、坂本は安心供与の方策として中立と国連警察軍を示したが、永井は、中立により国際秩序は不安定になると指摘した。

この報告に対し、奥迫元会員による討論が行われた。 まず原典に基づき現実主義の言説を現在の文脈に位置づける意味に言及し、特に日本の論壇に関しては不十分であり、報告の意義を評価した。その上で次の点を指摘した。

第1に、論壇デビュー作の時期の違いに言及し、各々の時代状況は異なるため、同時期の国内外の情勢を基に両氏の言説を比較し、変化と連続、含意を検討する必要があると指摘した。特に坂本の「権力政治を超える道」を含めるべきと主張した。

第2に、報告で両氏とも「現実主義」者とした点について、慎重に検討するべきと指摘した。権力政治解消の可能性、人間の解放への立場が重要であり、あるべき世界像で両氏は重なるかもしれないが、その接近方法では対照的であると主張した。特に坂本の「権力政治を超える道」では冷戦の論理を超え、新しい国際秩序構築を模索していると指摘した。

第3に、報告の現在の文脈、特に安全保障で持つ意味、

可能性に言及した。

水谷元海氏の第2報告では、国連憲章で想定した義務 的経済制裁に加え、国連機関の法的拘束力のない(決定 以外の用語の)勧告で発動し、加盟国は実施義務を負わ ない(安保理の)任意的経済制裁に着目し、学説の現状 と問題点を考察した。

第1に憲章上の根拠を扱い、憲章6章36条1項説、「後に生じた慣行」理論や黙示的権限などの国際機構の権限に関する一般理論説、憲章7章39条説、41条説を考察した。これらの中で、39条認定後の法的根拠では、41条が説得的で、39条認定前の法的根拠では、国際機構の権限に関する一般理論説が提起されるが、問題は未解決であるとした。

第 2 に法的効果を検討し、憲章 103 条をとりあげ、 103 条適用否定説と 103 条適用肯定説に分類した上で、 多くの論者は前者の立場にあると指摘した。後者では、 朝鮮戦争時設置の集団措置委員会、国連国際法委員会の 見解に基づくとした。更に違法性阻却事由説も検討した。

また法的効果の問題は安保理の権限の問題と捉えるべきだとし、「後に生じた慣行」理論の援用可能性が焦点になると指摘した。この点に関して、学説の多くは国連機関の見解を参照するのみで、事例や加盟国の一般的受容を検討しておらず、十分な回答を与えていないと評価した。

最後に、冷戦後に安保理は活性化し、任意的経済制裁は安保理の都合のよい道具として役割を拡大させており、その実行の考察により、意義を再検討すべきと主張した。この報告に対し、本多美樹会員よる討論が行われた。まず自身の研究関心(国連経済制裁の国際関係での有効性や人道上の問題、スマートサンクション)を示し、次の点を指摘した。

第1に、義務的経済制裁も加盟国の裁量に依拠し、政 治経済関係がある場合や国益を損なう場合は忠実に実行 しないなど実態は義務ではないため、任意的経済制裁の みを対象とする理由の慎重な検討が必要だと主張した。

第2に、安保理のメッセージの強弱に言及し、法律での解釈の困難さ、履行する国家が決議の意味を都合よく解釈し、意図が正しく伝わるとは限らないと指摘した。

第3は、現在、憲章制定時に想定されない事態が起きているが、現行の憲章で対処する必要がある、冷戦期の時点では冷戦後を予期できないがどう考えるのかと主張した。この他に経済制裁の定義や語句使用の文脈(規範の逸脱)、発表資料の記載や掲載方法について質問や意見を述べた。

また司会の庄司会員より、第1報告に対し、機構型と制度型の英語表記に関する質問、中立の捉え方は難しいとの意見、第2報告に対し、安保理の制裁に限定していいのか、legalityがあってもlegitimacyがない場合、政治をみる必要があるとの意見が述べられた。

質疑応答では、例えば、甲賀聖士会員(昭和女子大学)より、第 1 報告に対し、他の論者(例えば猪木正道)の比較、武者小路公秀といった理想主義者の比較との違いは何か、思想的立場から坂本と永井の違いは生じないのかとの質問がなされた。また原田太津男会員(龍谷大学)より、第 2 報告に対し、経済制裁の効果と展望について、より効果的な経済制裁がいいのか、あるいは違った形を選択するのが望ましいのかとの質問がなされた。

この他にも、日本的現実主義は欧米とは大きく異なり、 日本のリアリストは欧米だとリベラルなのではないか、 任意的経済制裁の合法性について、制裁を受ける国から の不満についての指摘がなされた。

(横田匡紀)

「難民・強制移動民」分科会

報告:堀江正伸(国連世界食糧計画イエメン事務所プログラム担当官/早稲田大学アジア・ヒューマンコミュニティ研究所招聘研究員)

「国内避難民の国際的支援、保護の取り組みから生まれたもの――規範、制度の発展を振り返って――」

討論:上野友也(岐阜大学) 司会:小泉康一(大東文化大学)

難民・強制移動民研究分科会では、国連世界食糧計画イエメン事務所プログラム担当官であり、早稲田大学アジア・ヒューマンコミュニティ研究所招聘研究員の堀江正伸会員から、「国内避難民の国際的支援、保護の取り組みから生まれたもの――規範、制度の発展を振り返って――」というテーマで報告があった。

堀江会員の報告は、以下の通りである。冷戦終結以後、国内紛争や民族紛争を起因とする国内避難民が多数発生していたが、これを支援する規範や組織・制度が欠如していた。このような事態に対して、国内避難民を保護するための規範が発展することになった。たとえば、1998年2月の「国内強制移動に関する指針」は、その代表的な例である。そのなかで、国内避難民は「特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられまたは余儀なくされた者また

はこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境 を越えていない者」であると定義された。

一方、国内避難民に対する人道支援が実施されるにつれて、人道支援の制度的な発展も見られることになった。1991年の国連総会決議 46/182では、国連本部に緊急援助調整官が置かれ、国連機関などから構成される機関間常設委員会(IASC)が設置された。また、1997年の『国連の刷新(Renewing the United Nations)』による改革では、国連人道問題調整事務所(OCHA)が新たに設立され、常設調整官(Resident Coordinator; RC)が各国に設置された。このようにして国連本部やフィールドでの調整機能が強化されることになった。さらに、2005年の『人道対応レビュー(Humanitarian Response Review)』では、人道調整官(Humanitarian Coordinator; HC)が各国に設置され、クラスターアプローチが導入されることになった。このようにして漸進的に人道支援分野における改革が進み、

国内避難民に対する人道支援も広がることになった。

クラスターアプローチの一つに保護クラスターがある。 しかし、人道支援における保護の定義は明確ではなく、 人道支援活動のすべてが個人の権利を尊重するための保 護に関わりがあると考えらえる。国内避難民を保護する ための人道支援に関する規範や支援の発展は、人権アプローチが重視されたために、国内避難民だけでなく人道 支援を必要とするすべての人びとに対する支援の発展を 促すことになった。

討論者である岐阜大学の上野友也から、以下の四点について質問した。第一は、この報告におけるキーワードである人道支援、人権、保護がどのような関係にあるのか。とくに、人権と人道との関係はどのようなものであるのか。第二は、この報告では、国内避難民が人道支援の発展に寄与したという内容であったが、難民や避難していない人びとが人道支援に与えてきた影響はどのように考えるのか。第三は、この報告での新奇性はどこにあるのか。第四は、人道支援の規範や制度の発展についてはわかるのであるが、その流れに対抗する政治的な影響力はどのように考えるのかである。

堀江会員から以下の回答を得た。第一に関して、人権は国家によって保護されるものであり、政治的になるおそれがある一方、人道は非政治的であるという特徴がある。人権アプローチによって人道支援は発展してきたが、最近では、人道の復権が見られるようになった。第二に関して、たとえば、スーダンの農民と遊牧民のうち、遊牧民は国内避難民キャンプには入らず、定住か移住かで被災者の処遇が明確に分かれることになってしまった。このように国内避難民に対する人道支援を重視することで、その支援から漏れてしまう人々を生むことになった。

第三に関して、それまでの国内避難民の研究では、規範や制度に関するものが多かったが、博士論文では、スーダンの国内避難民に関して文化人類学的アプローチで迫った点が新しい部分である。第四に関して、たとえば、スーダンでは国際刑事裁判所の判決に際して、人道支援団体を国外に排除する動きが生じた。人道支援の発展に対する政治的な反対の動きはみられる。

会場からは、以下のような質問があり、堀江会員から の応答があった。藤井会員からは、クラスターアプロー チの効果について質問があり、これに対して、堀江会員 は、クラスターにおける会合では、さまざまな機関職員 の間での交流を通じて、人道支援の調整がしやすくなる という効果もあると指摘した。また、佐分利会員は、人 道危機の深刻性を測定する基準について質問し、堀江会 員は、Humanitarian Action Plan が作成されており、 それを見ることによって、人道危機の深刻性を把握する ことができると述べた。一方、杉木会員からは、人道支 援自体がもたらす人権侵害や人道危機をどのように考え るのか。文化人類学的アプローチからも指摘されている ように、人道支援が、被災者の生存する能力を阻害する ことに対して、どのように考えているのかについて質問 があった。また、市川会員からは、人道支援団体はどれ ほど被災者の声に応えて支援を実施しているのかという 質問があり、堀江会員は、国連世界食糧計画 (WFP) からの食糧支援においても、どれほど被災者の意見を取 り入れた支援が実施できたのか疑問が残されることもあ ったと述べた。

(上野友也)

「環境・平和」分科会

報告: 古沢広祐(國學院大学経済学部)

「グローバリゼーションと環境・開発レジームの形成〜SDGs(持続可能な開発目標)、パリ協定(気候変動枠組み条約)の意義〜|

討論:中野佳裕(明治学院大学国際平和研究所)

司会:安部雪乃(広島大学大学院生)

本分科会では、まず古沢会員から、グローバリゼーションの進展の中で人類が直面している環境・開発問題に対する国連を中心としたグローカルな動きを、SDGsとパリ協定の意義、そして「リオ+20」会議をめぐる環境レジーム形成の進展に着目し検討した研究報告が行われた。

グローバル経済・自由貿易体制という既存の経済レジームへの対抗的レジームとして国際環境レジームは、1991年の冷戦構造の消失という歴史的転機と92年の地球サミットを契機に、気候変動枠組条約・生物多様性条約の締結、ミレニアム開発目標の設定とそれへの取り組み、持続可能な開発目標(2015年)の採択という形でグローバルに形成されてきている。そこでは、多様な主体・レジームがせめぎあいながらも、環境と貧困問題が合流する形で、持続的な開発・発展というある一定の方向性、共有された問題認識を持っているという。こうした環境・開発をめぐるグローバル・ローカルの相互対立・調整のダイナミズムを、「リオ+20」のSDGsの取組合意までの準備プロセスに焦点を当て、レジームとい

う概念で分析し、その進展を明らかにしたのが今回の報告である。

まず、地球規模・宇宙規模で人類の歴史を捉えるグロ ーバルヒストリーの視点から振り返ると、人類の発展の 歴史は、エネルギー利用と人口が拡大し世界へと広がる グローバル化の一方で、自然と人間、人間と人間の関係 (文明) を、対立と統合とを繰り返し形成するものであ った。その中で、人間は、様々な手段を駆使し対象を操 作する力を持つと理解することができるという。それは、 自らの手による世界の改変・形成という「可能性」を持 つ一方で、他者や自分を操作し、抹殺する「危険性」を 持つ不安定な存在であり、双方のバランスを取る必要が ある。その工夫として、対立・敵対を回避し、創造的に 関係性を作り出す対話とコミュニケーションに基づく共 存が模索されてきた。しかし、こうした環境形成・社会 形成の動きは、産業革命を背景に従来の自然に依拠した ものから、際限なき化石燃料の利用と貿易・市場経済の 拡大、社会経済の一体化を目指す資本主義へと変革し、 地球環境の悪化や資源獲得競争、貧富の格差といった諸

矛盾が露呈している。

こうした圧倒的な力で進展する資本主義とそれによる 危機的な状況の中で、地球サミットとパリ条約は、生物 多様性条約と共に化石資源依存型の文明から自然との共 存に向けて相互依存と循環を尊重する「生命文明」への 転換を迫るものであった。そして、その流れを引き継い で行われた「リオ+20」では、統制的・トップダウンの 会議のあり方から、参加・調整型のプロセスへと進展が 見られた。会議では、国連というフォーマルなレベル、 それに付随した市民セクターが活動するセミフォーマル なレベル、そして、それとは独立して多種多様な市民セ クターが活動するインフォーマルなレベルの三層構造に よって構成され、セミフォーマルな場を通して市民社会 の影響力が及ぶ形で交渉が進められた。こうした動きは、 劇的に状況を変更するものではなく、また、金融経済と いう新しい方向性により困難な状況にあるといえるが、 狭い国家的な枠組みを超えた地球市民的な社会形成につ ながる可能性が生まれてくるのではないかと結論付けら れた。

討論では、中野会員から古沢会員の報告に対して、3 つの論点が提示された。1つ目の論点は、社会正義を開 発に埋め込むには、SDGs ではどのように考え得るのか。 2つ目の論点は、国際環境レジームは、単一方向主義な のかそれとも多方向なのか。3つ目は、SGDs に潜む資 本主義の問題点の3つである。これまでの資本主義を志 向する社会経済で周辺におかれてきた人びとに対する社 会的正義を SDGs に埋め込む必要があり、そのためには、 彼らの苦しみや悲しみに対してレパンタンス(仏語、悔 悟)に基づいて向き合う必要性があるという。そもそも、 開発あるいは国連という枠組みは、バンドン会議で非同 盟諸国が自立するためのものであったが、国連という枠 組みでは、自由経済的な発展が抽象的な発展像として再 生産されているのではないか。そこでは、往々にして、 単一方向的な発展像が追い求められており、様々な発展 のあり方を是認する多方向的なものなのか。そうした中 で、商品化の方向から脱却するために SGDs はどこまで 有効なのかといった疑問が呈された。それに対し、古沢 会員から一様の返答がなされたが、主体やその主体の志 向性の多様性を尊重し、それらの対立と調整のダイナミ ズムの中で、環境を重視した一定の共通認識・運動・プ ロセス自体を重視する報告者と脱開発主義の立場に立つ

討論者の間では議論が平行しなかなか議論が広がらなかった。そこで、2人の議論を会場にオープンにし、より 多くの参加者との自由な議論を行い、論点・議論を広げた

質疑では、まず、人間中心主義的に問題を捉える『環 境』という言葉の使い方への問題提起と、正義の意味の 確認という基本的なコメントが報告者と討論者になされ た。また、SDGs (持続可能な開発目標) そのもの有効 性について疑問が提示された。SDGs の枠組みの中で実 際に行われている官民協働、企業の参加のための枠組み であるグローバルインパクトは、資本主義・開発至上主 義的な考え方の転換に向けて有効なのかという疑問、あ るいは、MDGs (ミレニアム開発目標) から SDGs へと 転換する際に数値目標自体はこれまで取りこぼしてきた ものも含めてすべてゼロにするというより積極的な目標 が立てられたが、楽観的で達成可能なのか、思想的な違 いがあるのかという疑問に対して、以下のように返答が なされた。確かに、国連という枠組みでは、国連職員な どにより決議について、ある程度の枠組み作りがあり、 それから市民社会の介入・参加するという構造があるの は確かである。また、企業に対しては参加していること 自体のみで、何かよいことをやっているという隠れ蓑の ようなものとなってしまう場合もある。あるいは、決議 案をフォーマル、セミフォーマルの中で考えていく中で 社会的正義や対立・議論が起こりそうな要素を盛り込む ことを市民社会側からも避けることもある。しかし、市 民社会組織が国連の決議案の議論に参加するという制度 それ自体は、市民社会組織が駆け引きを行い影響を与え 得る場・ツールであり有効であるということが再確認さ れ、また企業の活動自体を市民社会が検証する場となっ ているという意味でも有効性がある。また、こうした動 きの中で、まだまだ置き去りにされている部分があると いう認識と反省が国連内部、市民社会内部の両方から出 されていることが示された。これらの議論では、報告者、 討論者、会場の会員の間で、資本主義の問題の捉え方に 差異があることが確認され、今後継続してこれらの議論 を研究会で深めていくことが確認された。

(安部雪乃)

「ジェノサイド研究」分科会

報告:渡部真由美(文教大学大学院国際学研究科)

「民族分断の社会における暴力の再発予防~コソボの経験から~」

司会:石田勇治(東京大学大学院総合文化研究科)

本分科会では、1999 年のコソボ紛争以降の現地での紛争再発予防に、実務と研究の両面から長年携わっている渡部真由美氏の報告を受け、議論を行った。渡部氏によると、民族間紛争において直接的暴力が停止したからといって全ての問題が解決するとは限らず、表面的には平穏に見えても依然として強い憎悪や復讐心が存在し続けていることが多い。コソボでもセルビア系住民とアルバニア系住民は互いに積極的な交流を持たないまま辛うじて「共存」している。そのような「潜在的暴力」を残しつつ民族共生の道が模索されている社会では、些細な衝突が大規模な暴力の応酬へと発展してしまうこともある。本報告の問題意識は、なぜ、またどのような状況や心理のもとで「普通の人びと」(クリストファー・ブラ

ウニング)が暴力行為に加担するのかという問いにある。 さらに本報告は、暴力行為へと至るメカニズムの解明の みならず、紛争終結後の特異な社会環境や紛争処理の仕 方が暴力の再発(予防)に与えうる影響、民族分断の状 況下での様々なアクターの関与の有効性などについてコ ソボを焦点にして分析し、紛争を経験した社会で平和を 構築していくための課題と展望を提示することを目的と している。

報告は、以下の構成で行われた。1. コソボ紛争の背景:対立の構図——「コソボは誰の土地か」、2. 「潜在的暴力」の土壌と暴力の表面化について——民族分断の街ミトロビツァを例に、3. 暴力の表面化の要因分析——潜在的暴力の土壌を強化するもの、4. 暴力の表面化を

予防するための新たな取り組み— (1) コソボ特別法廷、 (2) 市民社会の「真実の解明」への努力。

セルビア、アルバニア両民族の紛争の根本的背景には、 「コソボはどちらの民族の土地か」について対立する主 張がある。コソボは 2008 年にセルビア共和国から一方 的に独立を宣言し、2016年1月現在、西側主要国を含 む 108 カ国が国家承認している。全人口の 9 割を占める アルバニア系住民にとって念願の独立だったが、民族対 立に終止符が打たれたわけではない。渡部氏によれば、 いまだ山積する課題として、戦争犯罪人の不処罰問題、 セルビア系住民のコソボ帰還問題、マイノリティ保護、 1600 人を超える行方不明者の捜索、汚職や組織犯罪な どがあり、この残された多くの課題が今でも両民族の社 会に影を落とし続けている。そして、このように加害者 への不処罰、賠償や謝罪を通じての和解や赦し、真実の 究明などが置き去りにされた社会では、物理的復興がど れほど進んでも持続可能な平和と安定を確保することは 困難である。

民族分断の環境がもたらす暴力の背景と再発リスクを分析するために、渡部氏は、街の中心を流れるイヴァル川を隔てて両民族が分かれて暮らす北部の街ミトロビツァを取り上げた。平時は穏やかに見えるミトロビツァだが、これまでに武力衝突がたびたび起きてきた。2000年、2004年、2014年の大規模暴動はコソボ全土に広がり、地域全体の不安定化に結びついた。近年はコソボ・セルビア双方が目指す EU 加盟と関連して、関係正常化へ向けた対話が始まり、情勢が変化しつつある。しかし、正常化のための合意後もミトロビツァ地域の民族分断や対立は解消されていない。

暴力が表面化する要因としては、民族浄化の「記憶」 形成がアルバニア人側の思惑のまま進められている状況、 元コソボ解放軍(KLA)幹部の政治運営の方法が潜在的 暴力を強化している状況、および貧困や格差に苦しむ人 びとの不満や不信感が対立する民族への責任転嫁へと結 びつき、暴力行為がはけ口として存在している状況が指 摘された。貧困や格差にあえぐ若者のイスラム過激派へ の傾倒も深刻な問題となっている。 暴力の表面化を予防するための新たな取り組みとしては、今年設置予定の「コソボ特別法廷(SC)」と、市民社会の「真実の解明」への努力が紹介された。コソボ人以外が運営する特別法廷での真実追及が、両民族が過去と決別する機会を与えることが期待されている一方で、裁判の運営や審理の行方によっては対立感情を再び揺さぶる可能性もある。後者の例としては RECOM イニシアチブ(2004 年~)とコソボ・メモリー・ブック(KMB)という二つの取り組みが挙げられ、それぞれの具体的内容と成果、課題について言及された。

以上をふまえて渡部氏は、暴力の再発予防にはコソボ・セルビア両政府のみならず、バルカン半島の安定化を願う EU の政治的プロセスの進展とすべてのアクターのコミットメントが重要だと考える。また移行期正義に関しては、当時の国連、駐留コソボ軍や近年の EU ミッションなどのコソボ介入の責任を改めて検証する必要性も指摘した。最後に、研究者として当事者へのインタヴューを行う際の課題が述べられた。すなわち、どちらか一方の立場に組み込まれずに中立性を確保することの重要性と、話を聞き出すことにより当事者たちの過去のふさいだ「傷」を無理やり開いてしまう可能性に留意しなければならないという点である。

来場者は 30 名を数え、報告に続いて多くの質問やコメントが提起された。教育やメディアが両民族の対立に及ぼしてきた影響が無視できない点や、紛争の結果として大規模な人口移動が起こり、その結果、地域の古い住民と新しい住民の間で同民族でも不信感が生じていることなどがさらに言及された。特別法廷での対象となる犯罪行為とそれをめぐる各アクターの動き、EU 加盟交渉が住民たちへ与えるインパクト、大アルバニア主義、民族間の対立を煽るその他の要因についても理解が深められた。また、ルワンダ等の他の地域に関わってきた参加者からは共通点が指摘されるなど、非常に活発な議論が行われた。

(猪狩弘美)

#### 「植民地主義と平和」分科会

報告:高林敏之(西サハラ問題研究所主宰/早稲田大学)

「日本の外交において継続する『植民地主義』――対アフリカ外交を中心に――」

討論:森川純(酪農学園大学) 司会:藤岡美恵子(法政大学)

この分科会では「日本の外交において継続する『植民地主義』」について報告を受け、討論した。高林会員は日本が直接に植民地支配を及ぼさなかったアフリカ地域においても、その外交実践において植民地主義の色濃い影響を見ることができ、その検証が必要であると提起する。日本の対アフリカ外交は1910年の駐南アフリカ(ケープタウン)名誉領事指名に始まり、白人入植者支配体制から「名誉白人」処遇一白人並みの植民地帝国としての公認―を受けるに至る。それを日本が自ら返上し「植民地帝国」としての精神性を清算する機会を失ったままアパルトへイトが終結した。第1次大戦後の旧ドイツ植民地の再分割においても日本は南アに協力し、1990年の独立までウランなどナミビア産資源の違法な収奪を続けた。日本の原発はアフリカの占領ないし抑圧体制下

の資源収奪の上に開発された。

アフリカの脱植民地化に対しても日本は自決権に否定的な態度をとり続けた。ギニア・ビサウ承認をめぐっては、自決権を重視した現代国際法を無視し宗主国の実効支配を優先する植民地主義的な国際法認識を示した。西サハラ問題についてはそうした態度はさらに顕著で、日本は国連総会における西サハラ自決権支持決議にほぼ一貫して反対してきた。亡命政府「サハラ・アラブ民主共和国」がアフリカ連合に正式加盟しているにも関わらず、アフリカ開発会議(TICAD)から排除し続けている。その一方で西サハラの資源(主にリン鉱石とタコ)を「モロッコ産」として「輸入」し収奪し続けるという、ナミビアと同じ構図が繰り返されている。

第2次大戦後「平和憲法」の陰で継続してきた植民地

August 20, 2016

主義的外交政策は、2009 年にソマリア「海賊対処」のため派遣した海上保安庁および海上自衛隊の拠点となるジブチと極めて不平等な「地位協定」を締結し、2011年に自衛隊初の海外常設基地を設置したことで頂点に達した。日本国内ではこのとき自衛隊派遣が違憲かどうかに議論が集中したが、その帝国主義的な側面は注目されなかった。国会の批准を必要としない行政取り決めである「交換公文」をもって、全面的な治外法権をジブチの世襲独裁体制に認めさせたが、森本敏氏はこれを「今後の日本にとっての地位協定のモデルになる」と評した。安倍政権はこの基地の機能強化をはかっている。

ジブチは隣国ソマリアの PKF に軍を派遣して聖戦主義勢力と戦闘し、エリトリアとの国境紛争も抱えるため、有事に際して集団的自衛権が行使される現実的可能性がある。それにも関わらず憲法 9 条に関心のある人々の間でさえジブチの基地問題と日本の政策の帝国主義的性格が知られておらず、平和研究者でさえこれを批判的に検証することができていない。このことを平和研究者は重く受け止め、日本の対アフリカ外交を、日本の植民地責任清算の問題として正面からとりくむべきである、と高林会員は提起した。

討論に立った森川会員は、第一次大戦以前からの「外交は職業外交官に任せる」という態度が現在でも日本で続いていることを指摘した。人々が外交を民主的にコントロールするという認識が希薄であり、そのためアフリカは日本から遠い存在のままである。メディア報道も事実を伝えるだけで分析と問題解決に向けた方策の提示を行わないし、国会でさえ外交関係については機能を果たしていない。

しかし、「アフリカは遠い」という受け止め方が生まれる背景には政府による認識操作・争点操作がある。今日の紛争に連なる第一次大戦後の中東の国境線の引き直しに関しても、日本に関わりがないかのような言説が流布されている。歴史的に見ても、コロニアル・アフリカと大日本帝国はつながっていた。科学的人種主義を「根拠」としたヨーロッパの植民地支配モデルを日本も勉強し、その考え方を学んだ人たちが外務省にもいた。しかし、「日本とアフリカの関係はアフリカが独立して以

降」という認識操作が行われ、コロニアル・アフリカと大日本帝国の関係が問われないようにされている。対アフリカ関係は経済=平和というイメージ操作の下に経済を中心にして語られ、政治や軍事とのつながりを見えなくされている。日本は時間的にも空間的にもグローバル史との関係で日本とアフリカの関係を捉え、政治、外交、イデオロギー、軍事戦略も含めて戦前一戦後の連続性と非連続性を見極める必要がある、と森川会員は強調した。

参加者から、自衛隊のイラク派遣を再度検証すべきとの指摘に続き、資源を海外に依存する日本はいかに収奪的でない資源貿易関係を築くことができるかという問題提起がなされた。高林会員は、海賊対処法は恒久法として地理的制限なき海外治安活動を可能にしたという意味で画期をなすもので、自衛隊派遣の是非に議論が集中し法執行権力たる海上保安庁派遣の危険性が看過されたことが今日の安保法制に道を開いたと述べた。資源貿易については、資源を買わなければならないからといっまた、第3次安倍政権以降、政権は日米安保の枠組みを強化しつつも日本独自の路線を模索しており、首相がアフリカや中東に盛んに外遊し安保協力の強化を着実に行っているのは、安保理常任理事国入りという目標がその根幹にあると述べた。

森川会員は、何より納税者としての意識変革が必要でありそのためには情報公開が重要だが、特定秘密保護法のせいでそれも難しくなっている、主権者として「情報はわれわれのものだ」という意識が必要だと強調した。

討論を通じて、日本が直接植民地支配を行わなかったアフリカに対しても植民地主義的関係を持ち続けてきたことが明瞭に浮かび上がり、グローバル化で進行する「領土なき植民地主義=<新>植民地主義」(西川長夫)の諸相を捉える上で極めて示唆的な議論となった。何より、こうした植民地主義的関係の継続を平和研究者が鋭敏に捉えることができていないという問題提起は、平和研究者すべてにとって重い課題である。

(藤岡美恵子)

「軍縮・安全保障」分科会

報告: Götz Neuneck (ハンブルク大学)

"How to Achieve Deep Cuts in nuclear arsenals? Obstacles, Options and Perspectives – a European view"

討論: 黒澤満 (大阪女学院大学) 司会: 黒崎輝 (福島大学)

本分科会は、ドイツから来日中のゲーツ・ノイネック (Götz Neuneck) 氏を報告者としてお招きした。ノイネック氏は物理学者の立場から国際安全保障の諸問題や 軍備管理の技術的側面に関する研究に取り組んできた。 現在、ハンブルク大学の平和研究・安全保障政策研究所 (IFSH) の副所長の職にある。また、社会的活動にも 積極的に関わっており、ドイツ物理学協会の理事やパグ ウォッシュ会議の評議員を務めている。本分科会では、 ヨーロッパの視点から「いかにして核兵器の大幅削減 (Deep Cuts) を実現するか?」というテーマで報告していただいた。

ノイネック氏の報告の内容を簡単に紹介しよう。まず、 物理学者としての知見に基づき、技術的・道義的な観点 から核兵器の特質について説明し、残存する大量の核兵 器や繰り返された核実験、核兵器が絡んだ事故、核兵器 による環境汚染など、冷戦時代の負の遺産を例示した。 そして核兵器使用のリスクや地域紛争、核拡散、核テロといった冷戦終結後の核兵器をめぐる諸問題の存在や、 大量の核兵器が残存し、その 9 割を米ロ両国が保持して いる現実を指摘した。また、核軍縮の現状に関して、法 的な核兵器禁止、軍縮検証の国際協力、北朝鮮やイラン、 中東などをめぐる協議、非核兵器地帯や NATO・ロシア 対話といった地域的イニシアティヴの存在を挙げ、それ らの意義や問題について論じた。そして核軍縮が様々な 理由で停滞しており、各国の核ドクトリンが核保有を正 当化する論拠になっていると指摘した。

続いてノイネック氏は Deep Cuts Commission (以下、DCC と略記) の活動を紹介した。DCC はアメリカ、ロシア、ドイツの研究者や元政府高官ら 21 名からなる専門家グループであり、核兵器の大幅削減 (deep

cuts)を実現するための方策を検討することを目的とし て 2013 年に発足した。ドイツの IFSH、アメリカの軍 備管理協会、ロシアの科学アカデミーが DCC の活動を 支援してきた。ノイネック氏は DCC のメンバーの一人 である。ノイネック氏によれば、DCC は現在までに 3 つの報告を発表した。これらは米独口の専門家のコンセ ンサスを文書化したものであり、現実的で実現可能な方 策を提言している。最後にノイネック氏は今後の展望と 課題について論じ、核軍縮をめぐるヨーロッパの分裂状 況や、核軍縮への若者の関心の薄さなどにも論及した。

討論者として登壇した黒澤満会員は、DCC の活動の 意義を評価した上で、①DCC の報告書が扱うトピック が変化した理由、②ミサイル防衛 (BMD) が戦略的安 定に与える影響、③INF条約のグローバル化の展望、④ アジア・太平洋地域への提言について、ノイネック氏の 見解を求めた。これに対してノイネック氏は、ウクライ ナ紛争など現実の国際情勢に応じて DCC 報告書の扱う テーマは変化した経緯を説明した。また、BMD ヨーロ ッパ配備の背景や問題点について論じ、戦略的安定の維 持の観点から BMD 問題を解決する必要性を強調した。 さらに、ロシア内の INF 条約廃棄論を紹介し、その中 国への影響や INF 条約強化の可能性を示唆した。そし

うな役割をはたしたか(高原孝生会員)、という質問が 出された。ノイネック氏は現実的で核軍縮アプローチを 重視する立場から、核兵器禁止の意義を認めつつ、その

有効性に懐疑的な見方を示した。また、ドイツ外務省は 軍備管理問題を深く理解しておらず、ドイツ政府は核廃 絶を説きながら、その実現に向けて積極的に行動してい ないとの認識を示した。

てアジア・太平洋地域への提言として、協力的安全保障

その後、フロアとの質疑応答に移り、核兵器禁止の批 判的な意見があるが、その意義についてどう評価するか

(川崎哲会員)、DCC の活動にドイツ外務省はどのよ

概念の導入と科学者・NGO の役割について論じた。

日本を含むアジア・太平洋とヨーロッパは、地域安全 保障における核保有国の影響力が大きく、非核兵器地帯 が設立されていない地域という共通点を持つ。また、ミ サイル防衛をめぐる摩擦や、核保有国の対決に発展しか ねない紛争の火種といった類似の地域安全保障課題を抱 えている地域でもある。そうした軍縮・安全保障問題を めぐる地域間対話の重要性を再認識させられた報告・討 論であった。

(黒崎輝)

「平和と芸術」分科会

報告:柳澤田実(関西学院大学) 「ポストモダン思想と平和実践」

司会:田中勝(京都造形芸術大学・文明哲学研究所)

本分科会では、関西学院大学の柳澤田実氏から「ポス トモダン思想と平和実践」との報告を行って頂いた。 「平和と芸術」をテーマにする本分科会における参加者 は、毎回、「芸術」に何らかの関心を寄せる方が多い。 しかし、今回、「ポストモダン思想」との関係における 芸術実践を報告の中心軸に置いたことで、「芸術」のみ ならず、思想的関心を寄せる方を含め、多くの参加者を 得、かつ熱心な質疑が行われたことに感謝している。今 回、報告が1件で、報告内容を報告者自らまとめて頂い た。(田中勝)

私の専門は、哲学的観点からの人間の利他性や協働性 に関する研究であり、基本的にはテキストベースで研究 を進めているが、近年、利他性や協働性を軸にした様々 な実践も研究の対象とし始めている。今回、実践に携わ る方が数多く所属する日本平和学会の「平和と芸術」分 科会で発表させていただくにあたり、1970~80年代以 降に興隆した近代の思考枠組みを批判する、いわゆるポ ストモダン思想との関係で捉えられうる芸術実践につい て、現代芸術家・田中功起(1975年~)を中心に報告 させていただいた。

1960 年代フランスのマルクス主義に立脚した学生運 動とも連動したポストモダン思想も、すでに新しい哲学 的テーゼを生み出さなくなって久しい。しかし、自立的 な「理性的主体」という概念を批判するロゴス中心主義 批判、西欧近代中心主義批判、また何ものかを実体的に 捉えることそれ自体を批判する「生成」の哲学といった ポストモダン思想の遺産は、今日、社会学や人類学をは じめとした諸学問に影響を与えるのみならず、様々な実 践、しかも協働性や援助といった倫理的実践と連動して いるように見え、私はこの展開を大変興味深く捉え、フ オローしている。顕著なポストモダン的な傾向は、たと

えば日本の若者たちが始めた政治運動である SEALDs にも見られ、こうしたことの実現は、たとえばマーサ・ ヌスバウムらによってしばしば言われる「ポストモダン 思想の懐疑主義や相対主義は積極的な実践に結びつかな い、役に立たない」といった批判を覆すという意味でも 注目に値すると言えるだろう。

「ポストモダン思想」と一言で言ってもその範囲は大 変に広いので、今回は、ポストモダン思想の幾つかの特 徴のなかでも「目的」を志向する思考に対する批判に絞 って議論を進めた。合目的性とは、事物が目的にかなっ て存在しているということを意味するが、ここで検討の 対象としたいのは、そもそも事物のなかに目的を見出す こと、また予め目的を想定しそのための手段を設定する ものの考え方である。近代の自然科学を中心とした世界 観および方法論では極めて根強い思考であり、現にこの 報告自体もそうであるが、学問的な手続きを踏むという ことは自ずとなんらかの目的を志向せざるを得ない。し かしそのような目的志向、合目的発想が、アート/芸術 のあり方にふさわしいのかと言えば、決してそうではな いだろう。ポストモダンの哲学者、ジル・ドゥルーズと フェリックス・ガタリに大きな影響を与えた、思想家・ 人類学者のグレゴリー・ベイトソンは『精神の生態学』 に収録された論文「プリミティヴな芸術の優美と様式と 情報」のなかで、芸術の意義を合目的思考に陥らせない 「無意識」の作用にこそ見ている。ベイトソンによれば、 意識とは目的を志向するものであり、全ての事象を効率 的に利用するために目的・道具連関に落とし込む。こう した短絡的な思考によって、意識は常に、生(ベイトソ ンにとって、「生」とは「精神」と同義である)の自然 な「流れ」を分断してしまうとベイトソンは述べる。そ して、こうした意識中心の認識をいわば解毒する役割を 持つものとして、芸術や宗教が行う、無意識的で隠喩的

なコミュニケーション(情報伝達)が位置付けられているのだ(このコミュニケーションにおいて芸術家らがあるパターンを確実に繰り返すことができる能力の習得がキーポイントとなっている)。私たち人間は、言うまでもなく意識なしに生きることはできないため、精神の全体性を回復させる芸術や宗教の役割は非常に大きいとベイトソンは考えている。

ここでポストモダン思想と同時代、またその影響下に ある現代(前衛)美術の歴史を確認するならば、1990 年代以降、社会と積極的に関わり、何らかの形で人々の なかに協働/共同を生み出すそのプロセス自体を作品化 する「ソーシャリー・エンゲイジド・アート」が一つの 大きな潮流をなすようになった。この潮流は、ニコラ・ ブリオーによって「関係性の美学」、クレア・ビショッ プによっては「参加型アート」と呼称されてもいる。こ うしたアートは地域振興事業に親和性が高く行政からの 資金を得やすいことから、単なる娯楽や消費材ではなく 社会への参与として作品を制作したいと考えるアーティ ストたちがこうした広義の「参加型アート」を制作する 傾向にある。先にも名前を挙げたビショップはこうした 現代アートの展開を積極的に認めながらも、「参加型ア ート」が社会改革や道徳的に望ましい状態を作るという 目的のための道具と化していることに警鐘を鳴らしてい る。アートが社会と無関係であることはあり得ず当然何 らかの社会的影響を目指す側面はあるのだが、アートは アート独自の基準を保持すべきであるとビショップは主 張する。

ビショップは、シャンタル・ムフやジャック・ランシエールを引きながら、倫理に従属しない、ソーシャリー・エンゲイジド・アートに相応しい美学を考える上で「否定」や「不和」という現代アートの独自な働きに注目する。私はビショップが言うこの「否定」の働きをさ

らに厳密に捉えるためにも作品そのものの内部でも、とりわけポストモダン思想と連動する作品群のなかで顕著に実践されていると考えられるからである。2013年のヴェネツィア・ビエンナーレで「協働とその失敗に対する深い考察」を理由に特別賞を受賞した田中功起の実践は、その最も繊細で巧みな実践例だと言えるだろう。

発表後の質疑では、実際の実践現場において目的性が ネガティヴに働くことについての興味深い報告が複数な されると同時に、こうした現状があってもなお、制度設 計が近代的な合目的性に支配されているという困難さが 指摘された。たとえば精神医療の方でも「オープンダイ アローグ」筆頭に、ポストモダン思想をそのままに実践 するような療法が効果を上げ、そのエビデンスが揃って きても、実際に現場で実践することが困難であるように、 ポストモダン思想に膠着した現状を打開する(「緩和」 という表現の重要性を指摘したオーディエンスもいた) 可能性があることがわかってきても現場を動かす力をま だ持ち得ていないという現状がある。どのような実践可 能性があるのか、議論を繋いで行こうという空気のなか で閉会した。(柳澤田実)

以上、柳澤氏の報告と質疑は、アートの存在が「合目的性を解除する」し、「目的性を外す」働きを持ち合わせているということを、「ポストモダン思想」からあぶり出した。それは、アートが平和実践の場において、新たな思考を提示し、平和貢献への可能性を議論するものでもあった。これらについて、引き続き、発展的に議論を行うことが確認され、分科会を終了した。(田中勝)(柳澤田実、田中勝)

# 地区研究会報告

#### 北海道・東北地区研究会報告

2016年度第1回地区研究会

とき:6月9日(木)午後6時~9時

ところ:みんたる 参加者:13名

報告1:阿知良洋平(室蘭工業大学講師)

「生活をつくりながら平和の価値をつかむ学びーそ

のあり方と現局面での意義」

報告 2 : 朴仁哲(北海道大学 専門研究員)

「チョソンサラムを見出すまでのプロセスを振り返って-朝鮮人「満州」移民体験者へのインタビュー

調査を中心として-」

最近博士号が授与されたばかりの2人の若手研究者の報告を聞き、討論を行った。北海道における平和研究の勢いを実感することができた。非会員4名を含め、13名で活発な討論と意見交換が行われた。話し合いでは、今期の地区研究会の予定として、北海道と植民地主義をテーマに業績を発表している研究者を招いて研究会を開くことを決めた。また7月の参院選後に予想される「改憲」の動き、特に緊急事態条項導入の動きに対し声明を発表するなどして積極的に対抗していくこと、および本年5月に陸上自衛隊然別演習場で起こった実弾の「誤射事故」に対して地区研究会として声明を公表することなどを確認した。

## 日本平和学会第22期役員一覧

(2016年1月1日~2017年12月31日)

#### 【執行部】

会長:君島東彦

副会長 : 竹中千春 黒田俊郎 企画委員長: 清水奈名子 編集委員長: 小林誠 広報委員長: 米川正子

国際交流委員長 : **松野明久** 学会賞選考委員長:**石田淳** 

平和教育プロジェクト委員長:**暉峻僚三** 「3・11」プロジェクト委員長:**蓮井誠一郎** 

事務局長: 奥本京子

【理事】 ※50音順。\*は地区代表者。

北海道・東北 \*小田博志 片野淳彦 鴫原敦子

関東 阿部浩己石田淳 \*内海愛子遠藤誠治 勝俣誠 川崎哲 小林誠 篠田英朗 清水奈名子

高原孝生 竹中千春 竹峰誠一郎 暉峻僚三 浪岡新太郎 蓮井誠一郎 平井朗 堀芳枝

古沢希代子 毛利聡子 最上敏樹 横山正樹 米川正子

中部・北陸 黒田俊郎 \*佐伯奈津子 佐々木寛 高橋博子

関 西 ロニー・アレキサンダー 内田みどり 奥本京子 \*木戸衛一 君島東彦 土佐弘之

原田太津男 松野明久 峯陽一 山根和代

 中国・四国
 \*石井一也
 佐渡紀子

 九
 州
 近江美保
 \*木村朗

 沖
 縄
 \*里井洋一
 若林千代

【監事】 石川捷治 大津留(北川)智恵子

#### 【委員会】 \*は委員長

企画委員会 麻生多聞 上村雄彦 小川玲子 小林誠 芝崎厚士 \*清水奈名子 杉木明子 浪岡新太郎

二村まどか 松元雅和 峯陽一 毛利聡子

編集委員会 \*小林誠 鈴木則夫 戸田清 柳原伸洋 湯浅正恵

広報委員会 秋山肇 阿部浩己 石井正子 荻村哲朗 木村朗 クロス京子 鈴木真奈美 勅使川原香世子

\*米川正子

国際交流委員会 清末愛砂 佐々木寬 長谷部貴俊 古沢希代子 \*松野明久 若林千代

学会賞選考委員会 \*石田淳 吉川元 島袋純 堀芳枝 毛利聡子 最上敏樹

平和教育プロジェクト委員会 ロニー・アレキサンダー 奥本京子 杉田明宏 鈴木晶 高部優子 竹中千春 \*暉峻僚三 福島在行 堀芳枝 松井ケティ 山根和代

「3・11」プロジェクト委員会 **藍原寛子 鴫原敦子 高橋博子 竹峰誠一郎 徳永恵美香 \*蓮井誠一郎** 平井朗

【事務局】 \*奥本京子

## 日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧

(2016年4月9日現在)

①平和学の方法と実践 責任者:遠藤誠治②憲法と平和 責任者:君島東彦

③アジアと平和責任者:日下部尚徳、堀芳枝④植民地主義と平和責任者:佐伯奈津子、藤岡美恵子

 ⑤軍縮・安全保障
 責任者:黒崎輝

 ⑥アフリカ
 責任者:篠原收

 ⑦環境・平和
 責任者:平井朗、鴫原敦子

⑧平和教育責任者: 杉田明宏⑨ジェンダーと平和責任者: 秋林こずえ

⑩平和文化 責任者:鈴木則夫、渡辺守雄

 ①発展と平和
 責任者:原田太津男

 ②難民・強制移動民研究
 責任者:小泉康一

 ③非暴力
 責任者:片野淳彦

⑭グローバルヒバクシャ 責任者:高橋博子、竹峰誠一郎

⑤平和と芸術責任者:田中勝⑥公共性と平和責任者:横田匡紀⑦ジェノサイド研究責任者:石田勇治

 (8平和運動
 責任者:清水竹人・木村朗

 (9戦争と空爆問題
 責任者:伊香俊哉

分科会責任者連絡会議世話人 清水竹人 同 副世話人 原田太津男

\*連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

# 日本平和学会ニューズレター Vol. 22 No. 2 (2016年8月20日発行)

発行所:日本平和学会第22期事務局

〒540-0004 大阪市中央区玉造 2-26-54 大阪女学院大学 国際・英語学部 奥本京子 e-mail: office@psaj.org

http://www.psaj.org/

編集:日本平和学会広報委員会

委員長:米川正子 編集担当:鈴木真奈美・勅使川原香世子